

だい き しょう しゃきほんけいかく
第2期おだわら障がい者基本計画

けいかくきかん へいせい ねんど へいせい ねんど
計画期間：平成29年度～平成34年度

へいせい ねん がつ
平成29年3月
おだわらし
小田原市

はじめに



本市では、障がいのある方、高齢の方、子育て家庭など支援を必要としている方々を、市民、事業者、行政などが一体となって支える仕組みである「ケアタウン構想（平成22年3月策定）」を進めているところであり、この第2期おだわら障がい者基本計画は、その構想の一翼を担っていく計画となります。

近年、国において、障害者総合支援法の施行や障害者権利条約の批准など障がい者を取り巻く環境が整備されていく中、市民の皆様の障がい福祉施策への意識が徐々に高まっていることを感じております。

地域で暮らすすべての人が、互いに尊重しあうとともに、社会の中ではいろいろな人がともに生活しているという「人の多様性」を認め、何ら差別を感じることなく、ありのままに生きていくことのできる社会の実現に向けて、市民の皆様との協働で取り組みを進めてまいります。

最後になりましたが、計画の策定にあたりご尽力をいただきました計画策定検討委員会委員の皆様、アンケート調査にご協力いただくなど貴重なご意見をお寄せいただきました市民の皆様、関係団体並びに関係機関の皆様に深く感謝し、心よりお礼を申し上げます。

平成29年3月

かとう けんいち

おだわらしちよう
小田原市長

加藤 憲一

はじめに

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

1	計画策定の背景	1
2	計画の概要	3

第2節 小田原市の障がい者数の状況等

1	小田原市の人口の推移	4
2	障がい者数の状況について	5
3	身体障がい者の現状	7
4	知的障がい者の現状	8
5	精神障がい者の現状	8

第3節 基本理念・基本目標と施策の体系図

1	基本理念	10
2	基本目標	11
3	施策の体系図	12

第4節 計画の推進

1	計画の推進体制	13
2	計画の進捗状況の点検及び評価	13

第2章 施策の展開

施策の詳細体系図

第1節 権利擁護と差別解消

1	啓発活動の充実	22
2	相談支援の充実	27
3	権利擁護の充実	29

第2節 生活支援

1	利用者本位の生活支援体制の整備	32
2	在宅福祉サービスの充実	34
3	住まいの確保	38
4	経済的な支援	40
5	スポーツ・文化活動の支援	46
6	自立活動の支援	49
7	ボランティア活動の活性化	51

第3節	生活環境	
1	道路、建築物等のバリアフリー化	53
2	公共交通機関、歩行空間等のバリアフリー化	55
3	防災、防犯対策の推進	57
第4節	教育・療育	
1	早期発見・早期療育体制の充実と適切な支援の実施	60
2	継続性のある支援体制の整備	65
3	障がい児保育・教育の充実	68
第5節	雇用・就労	
1	障がい者雇用に関する理解の啓発	72
2	就労相談、就労支援体制の整備	74
3	就労の場の拡大	76
第6節	保健・医療	
1	障がいの原因となる疾病等の予防	78
2	障がいに対する保健、医療サービスの充実	82
3	精神保健・医療施策の推進	84
第7節	情報・コミュニケーション	
1	情報バリアフリー化の推進	87
2	情報提供・コミュニケーション支援体制の充実	89

第3章 小田原市障がい福祉計画（別冊）

資料編

1	アンケート調査について	93
2	市民意見（パブリックコメント）の募集について	105
3	計画の策定経過	106
4	用語の説明	111

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

第2節 小田原市の障がい者数の状況等

第3節 基本理念・基本目標と施策の体系図

第4節 計画の推進

1 計画策定の背景

本市の障がい者福祉についての計画に関しては、障害者基本法に基づく市町村障害者計画として、障がいのある人もない人も住み慣れた地域や家庭で安心して生き生きと暮らせるようノーマライゼーションを理念とした「小田原市障害者計画」を平成12年度から平成16年度までを計画期間として策定しました。

その後、計画期間の満了に伴い、ノーマライゼーションの理念を継承した「第2期小田原市障害者福祉計画」を平成17年度から平成22年度までを計画期間として策定しました。

障害者自立支援法の施行に伴い、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画である「小田原市障がい福祉計画」を、平成18年度から3年ごとに策定しています。

また、平成21年度には、障がい者だけでなく、高齢者や子育て家庭など、地域において支援を必要とする方々を、制度的な枠組みを超え、市民、事業者、行政が協力して互いに支え合う社会を目指して、「いのちを大切にする ケアタウンおだわら」を基本理念とする「小田原市ケアタウン構想」を策定しました。

平成22年度には、これまでの障がい福祉制度の変革などを踏まえながらもノーマライゼーションの理念を継承した「おだわら障がい者基本計画」を平成23年度から平成28年度までを計画期間として策定しました。

県は、平成26年度から平成30年度までを計画期間とする「かながわ障害者計画」を策定しています。この計画では、すべての県民を対象に「ひとりひとりを大切にする」ことを基本理念として、障がい者の自立及び社会参加を促進する

ため、障がい者が自らの能力を最大限発揮できるよう支援するとともに、障がい者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的障壁を除去するために、県が取り組むべき施策の基本的な方向を定めています。

国においては、平成23年に改正された障害者基本法において、障がい者の定義が見直されるとともに、基本的施策に防災、防犯、消費者としての障がい者などが盛り込まれました。

さらに平成24年には、障がい者への虐待を禁止するとともに、その予防と早期発見のための取組などを定めた障害者虐待防止法が施行され、平成25年には、不当な差別的取扱いの禁止と合理的配慮の提供を求めた障害者差別解消法が制定され、障害者権利条約は、平成26年1月に批准されました。

その他にも障害者総合支援法や障害者優先調達推進法などが施行されるなど、障がい者施策に関する多くの法律が制定されています。

このような中、本市では、「おだわら障がい者基本計画」を改訂し、障がいのある人もない人も分け隔てなく共に生きる社会を目指し「第2期おだわら障がい者基本計画（計画期間：平成29年度～平成34年度）」を策定するものです。

2 計画の概要

① 計画の位置付け

この計画は、障害者基本法第11条第3項により策定が義務付けられた「市町村障害者計画」であるとともに、本市の総合計画である「おだわらTRYプラン（第5次小田原市総合計画）」及び本市の地域福祉を総合的に推進するための「小田原市地域福祉計画」の個別計画として位置付けられています。

また、国・県は、それぞれ障害者基本法第11条第1項及び第2項に基づき、「障害者基本計画」、「かながわ障害者計画」を策定していますので、本計画は

これらの計画と整合性を持ったものとなります。

なお、第3章（別冊）の「小田原市障がい福祉計画」は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）第88条第1項により策定が義務付けられている「市町村障害福祉計画」を本計画の個別計画として取り込んだものです。

② 計画の期間

本計画の計画期間を平成29年度から平成34年度までの6年間とします。

なお、第3章（別冊）の「小田原市障がい福祉計画」は、全国的に計画期間が統一されており、計画期間は平成27年度から平成29年度までとなっています。

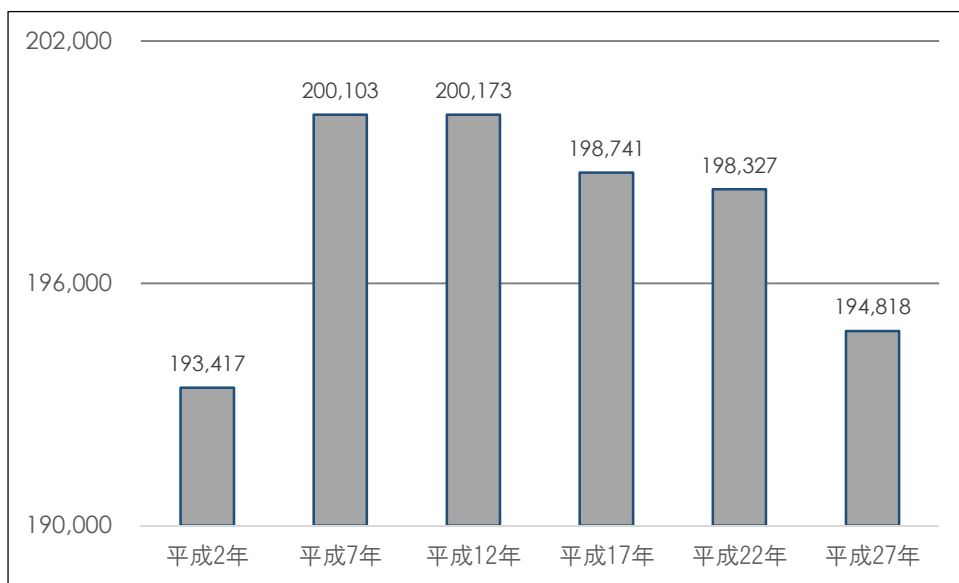
本計画期間中に「小田原市障がい福祉計画」を順次改定する必要がありますが、本計画の中の第3章（別冊）のみを改定します。

H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34
第5次小田原市総合計画「おだわらTRYプラン」 平成23～34年度											
小田原市地域福祉計画 平成24～28年度						次期小田原市地域福祉計画 平成29～33年度					
おだわら障がい者基本計画 平成23～28年度						第2期おだわら障がい者基本計画 平成29～34年度					
第3期小田原市障害福祉計画 平成24～26年度				第4期小田原市障がい福祉計画 平成27～29年度			第5期小田原市障がい福祉計画 平成30～32年度				

1 小田原市の人口の推移

本市が市政を施行した昭和15年12月の人口は、54,699人でした。その後、周辺の市町との合併、高度経済成長期などを経て、人口は増加を続け、平成7年の国勢調査では20万人に達しました。その後も増加傾向にありましたが、平成11年の200,587人をピークに減少に転じ、以降は緩やかな減少傾向を示しています。

本市の人口の推移 (国勢調査結果から)



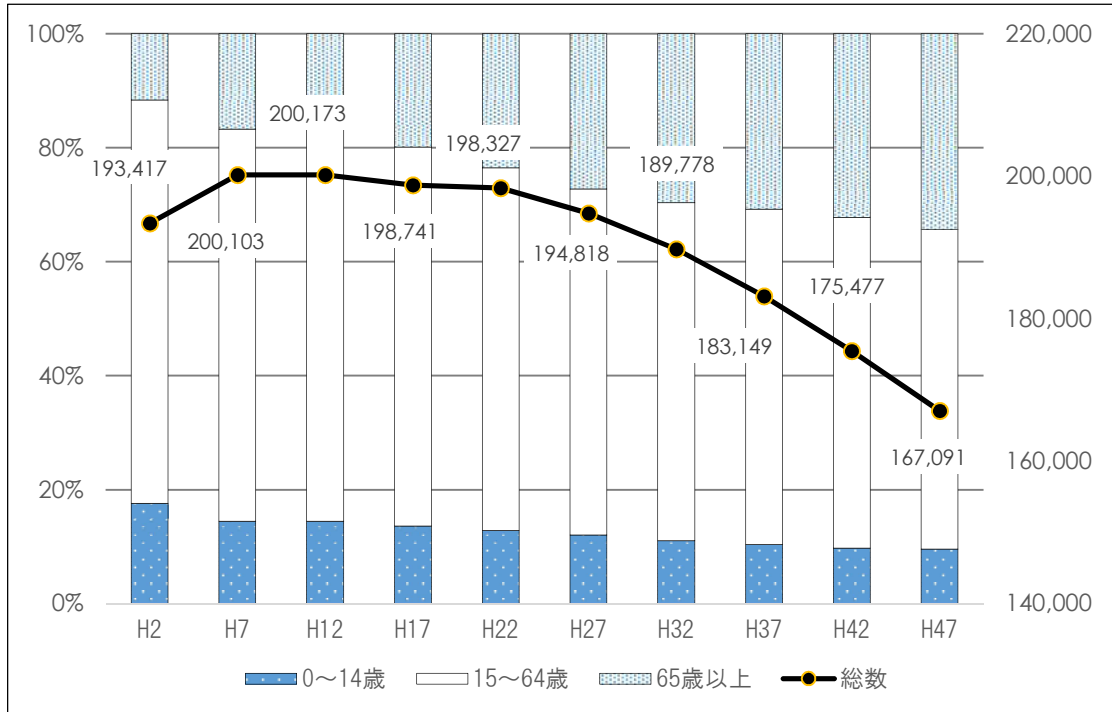
国立社会保障・人口問題研究所が平成25年3月に公表した人口推計では、本市の将来人口は、平成32年には189,778人、平成37年には183,149人となっています。

また、本市の人口構成を国勢調査の数値をもとに見てみると、年少人口（0～14歳）の割合が減少する一方で、老年人口（65歳以上）の割合が急速に増加していることが分かります。また、生産年齢人口（15～64歳）の比率も減少傾向にあることから、この傾向が続くとすれば、人口減少、少子高齢化はさらに進行す

おも
ると思われます。

ほんし じんこう すいけい ねんれいこうせいべつじんこうひ すいけい
本市の人口（推計）と年齢構成別人口比の推移

こくせいちょうさきよ ことくりつしやかいほしやう じんこうちんだいはんまきやうしやうひやうしりやう
(国勢調査及び国立社会保障・人口問題研究所公表資料から)



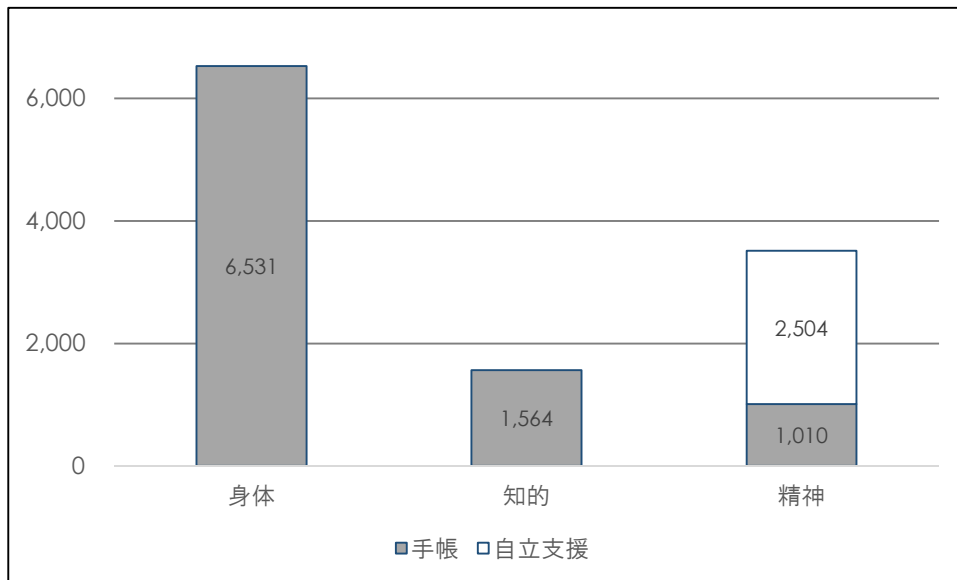
しょう しゃすう じやうきやう
2 障がい者数の状況について

へいせい ねん がっげんざい ほんし しょう しゃすう じん ほんし そうじんこう
平成28年4月現在の本市の障がい者数は、9,105人（本市の総人口の
やく
約4.7%）で、この内訳は、身体障がい者（身体障害者手帳交付者数）
が6,531人、知的障がい者（療育手帳交付者数）が1,564人、精神障
がい者（精神障害者保健福祉手帳交付者数）が1,010人となっています。（重複
しょう
障がいは、それぞれの障がいに含む。）また、精神障がい者に関しては、2,5
04人が自立支援医療（精神通院医療）を受給しており、これを含めた精神障
がい者は、3,514人となっています。

かながわけんない じやうきやう けんない しょう しゃすう じん けん
なお、神奈川県内の状況をみると、県内の障がい者数は、374,237人（県
そうじんこう やく
の総人口の約4.1%）で、この内訳は身体障がい者（身体障害者手帳所持者数）
が261,835人、知的障がい者（知的障害児者把握数）が56,010人、

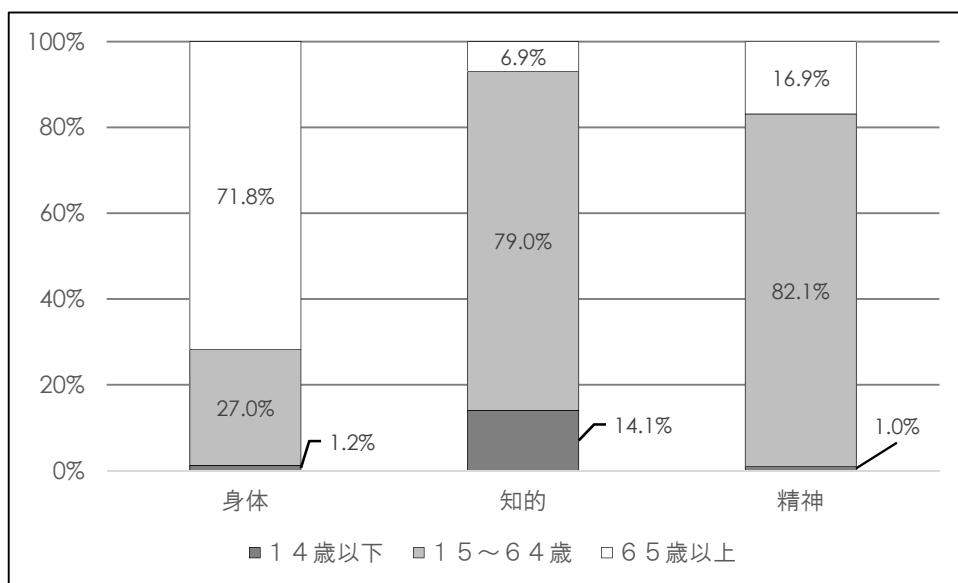
精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳交付者数）が56,392人となっています。（各数値は、かながわ障害計画（平成26年3月）

平成28年4月現在の小田原市障がい者数（市障がい福祉課資料）



障がい種別ごとに年齢構成を比較すると、身体障がい者の約72%が65歳以上の高齢者となっており、若年から身体障害者手帳を取得した方が高齢化しているほか、新たに65歳以上になってから、身体障害者手帳の対象となる方が増加してきており、今後も高齢化の傾向は続くと推測されます。

障がい種別ごとの年齢構成の割合（市障がい福祉課資料）



知的障がい者については、ほかの障がいに比べると、14歳以下の年少人口が多く、65歳以上の高齢者人口が少ないという状況になっています。

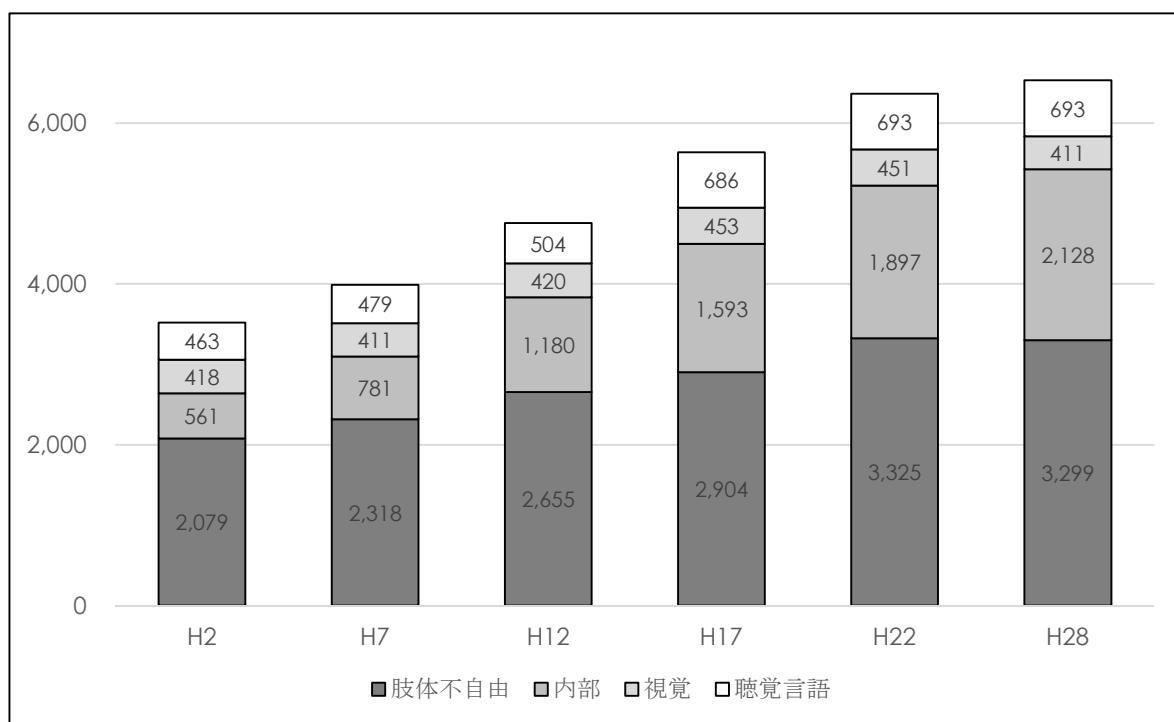
精神障がい者については、約82%が15歳から65歳までの生産年齢層となっており、厳しい競争によるストレスなど様々な社会環境が影響していると考えられます。

3 身体障がい者の現状

平成28年4月現在の身体障がい者（身体障害者手帳交付者数）は6,531人で、障がい部位ごとでは、肢体不自由が3,299人、内部障がいが2,128人、視覚障がいが411人、聴覚・言語障がいが693人となっています。

平成2年度と平成28年度を比べると、全体で約1.9倍になっており、特に内部障がいは約3.8倍と大きく伸びています。内部障がいのうちでは、心臓機能障がいと腎臓機能障がいで合わせて約75%と多くを占めています。

身体障害者手帳所持者の推移（市障がい福祉課資料）

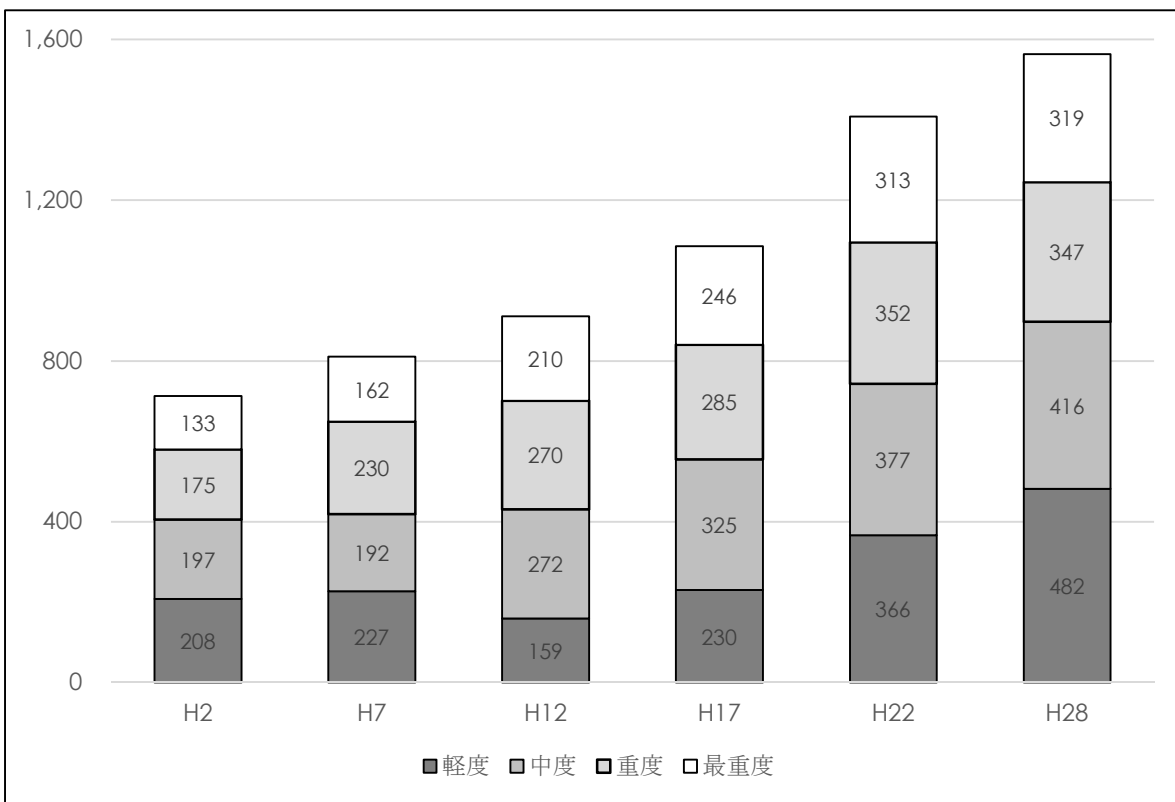


4 知的障がい者の現状

平成28年4月現在の知的障がい者（療育手帳交付者数）は、1,564人となっています。障がいの程度別に見ると、最重度の方が319人、重度の方が347人、中度の方が416人、軽度の方が482人となっています。

次の図にあるように、知的障がい者の方も増加傾向にあります。

療育手帳所持者の推移（市障がい福祉課資料）



5 精神障がい者の現状

平成28年4月現在の精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳交付者数）は、1,010人となっています。

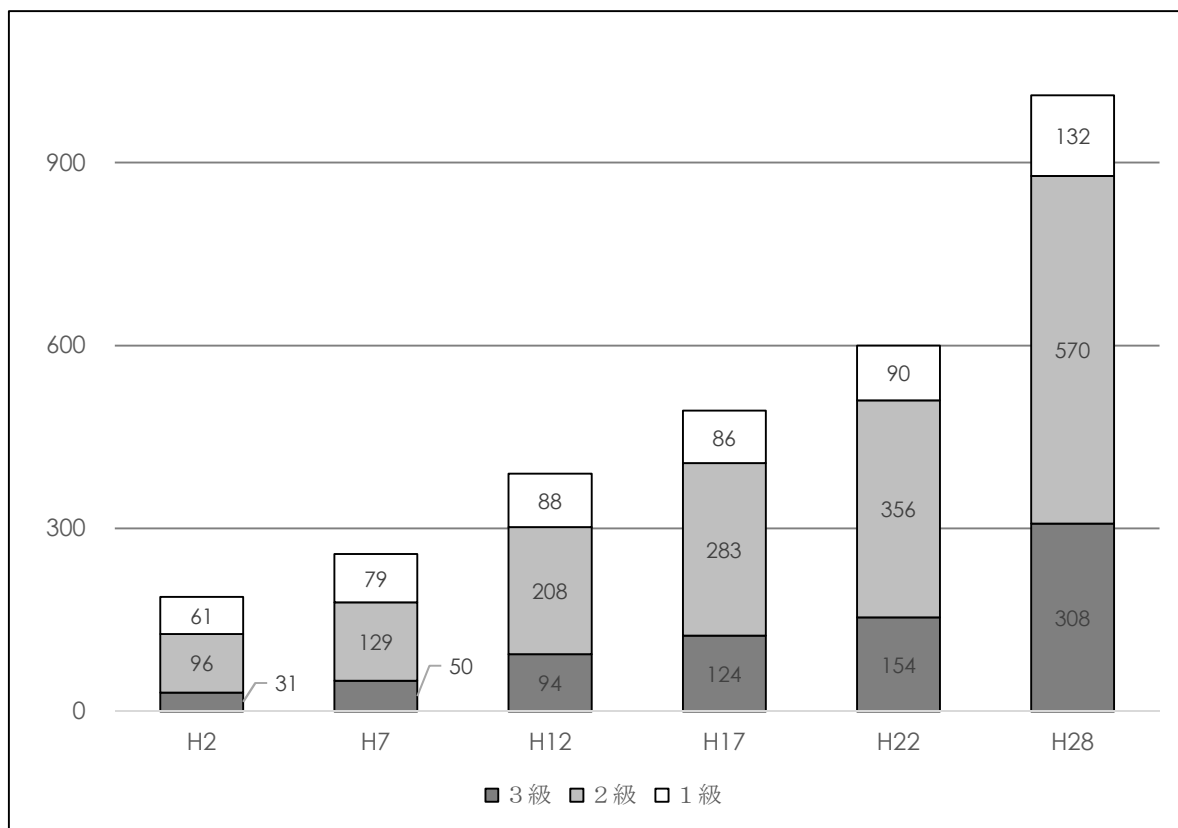
障がいの等級別に見ると、1級が132人、2級が570人、3級が308人となっています。

ぜんかい けいかく とうけいじてん へいせい ねんど へいせい ねんど てちょうこうふしやすう
 前回の計画の統計時点である平成22年度と平成28年度の手帳交付者数を

ひかく やく 1.7 ばい おお ぞうか
 比較すると約1.7倍と大きく増加しています。

また、せいしんしょう たい しえんしきく つういん か いりょうひ じよせい じりつ
 精神障がいに対する支援施策として、通院に掛かる医療費を助成する自立
 しえんいりょう せいしんつういんいりょう ぜんかい けいかく とうけいじてん へいせい ねん
 支援医療（精神通院医療）がありますが、前回の計画の統計時点である平成22年
 ど じゆきゆうしやすう 1,766 ねん へいせい ねんど じゆきゆうしやすう 2,504 ねん へいせい
 度の受給者数（1,766人）と平成28年度の受給者数（2,504人）を比較
 するとやく 1.4 ばい こんご ぞうかけいこう み こ
 すると約1.4倍となっており、今後も増加傾向が見込まれます。

せいしんしょうがいしやほけんふくしてちょうしよじしや すい
 精神障害者保健福祉手帳所持者の推移（市障がい福祉課資料）



1 基本理念

「誰もが生きがいを持ち 互いに支えあうケアタウン おだわら」

「ケアタウン」とは、市民一人ひとりが、ともに支え合い、助け合いながら、安心して暮らせるまちのことです。

障がいのある人もない人も共に生きる社会こそ、あたりまえの社会であるという「ノーマライゼーション」の考え方は、社会全体の認識になっているのは明らかですが、依然として、障がい者の社会参加を困難にしている様々な生活上の障壁（バリア）があります。ノーマライゼーションの背景には、心身に障がいを抱えている人たちの「ただ普通でありたい」という願いがあります。健全者には、何でもなく感じる障壁（バリア）も、障がいがある人にとっては超えられない壁になることがあります。社会としても、個人としても、まず障壁（バリア）を解消する手段を考えるように意識が働くことが、ノーマライゼーション理念が意図する方向です。

地域で生きるすべての人が、お互いに人格と個性を認め合い、誰もがありのままに普通に暮らすという社会を実現するために、第1期計画に引き続き、第2期計画においても、「誰もが生きがいを持ち 互いに支えあうケアタウン おだわら」を基本理念とします。

2 基本目標

基本理念を達成するために、次の4つの基本目標を定め、取り組んでいきます。

・豊かな暮らしの基礎づくり [日常生活の支援]

障がい者が自分にあった生活を送ることができるように、さらには障がい者の自立を支援するため、福祉や医療等のサービスの充実を図ります。

また、サービスに関する情報を容易に得ることができるようにするとともに、その利用等についての相談も気軽に受けられるよう、相談支援体制等の充実を図ります。

・生きがいのある暮らしづくり [社会参加の支援]

障がい者が地域社会の一員として暮らしていくため、地域住民の支え合いの気持ちを育み、ボランティア活動の促進に努めます。

また、障がい者が生きがいを持って地域社会で生活できるよう、障がい者の雇用・就労の支援を続けるとともに、障がい者や障がい者団体の活動を支援するなど障がい者の社会参加の機会の充実を図ります。

・バリアフリーと権利擁護のまちづくり [社会環境の整備]

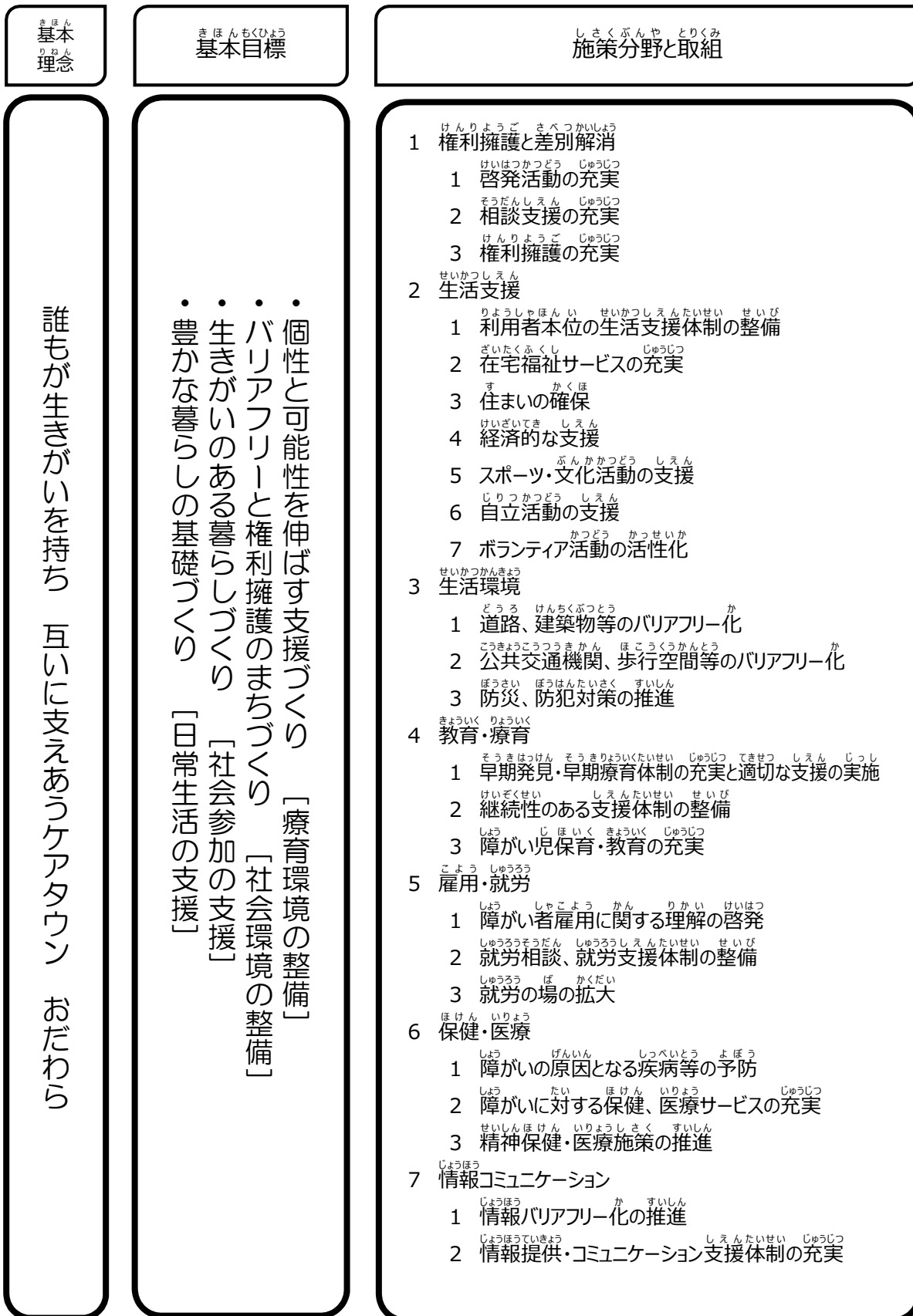
障がい者が安全に暮らせるまちであるように、道路や公共施設のバリアフリー化に努めるとともに、教育の場や地域社会などにおいて、ノーマライゼーション理念や障がいの特性について啓発し、心のバリアフリーの推進を図ります。

また、障害者差別解消法の理念に基づき、障がい者への不当な差別的な取り扱いの禁止や合理的配慮の提供に取り組みます。

・個性と可能性を伸ばす支援づくり [療育環境の整備]

発達の遅れや障がいがある児を、早い段階から継続的な支援を実施していきよう療育に取り組みます。また、医療的ケアを必要とする児に適切な支援を図ります。

3 施策の体系図



1 計画の推進体制

この計画は、障がい者の生活全般を対象としたものですので、その取り組み分野は、福祉、保健、医療、教育、就労、まちづくり、防災など広範囲にわたっています。また、この計画の基本理念を達成するためには、ケアタウン構想や地域福祉計画と連携して取り組んでいく必要があります。

このため、この計画の推進にあたっては、福祉健康部が中心となり、地域、市社会福祉協議会、障がい者関係団体、事業者、地域障害者自立支援協議会、国・県など、多くの関係機関等との連携や協力を図りながら、全庁的な体制で取り組んでいきます。

2 計画の進捗状況の点検及び評価

第2期おだわら障がい者基本計画の達成状況については、本市と箱根町、真鶴町及び湯河原町で共同設置している「小田原市・箱根町・真鶴町・湯河原町地域障害者自立支援協議会」に報告し、点検・評価を受けるとともに、計画の達成に必要な施策を実施します。

また、必要に応じて障がい福祉課が中心となって、関係する各課及び各機関に対する調査を実施し、事業の進捗状況や課題の把握を行います。

だい しょう し さ く てんかい 第2章 施策の展開

し さ く し ょ う さ い たい け い ず 施策の詳細体系図

だい せつ けん り ょ う ご さ べ つ かい し ょ う
第1節 権利擁護と差別解消

だい せつ せ い か つ し え ん
第2節 生活支援

だい せつ せ い か つ か ん き ょ う
第3節 生活環境

だい せつ き ょ う い く り ょ う い く
第4節 教育・療育

だい せつ こ よ う し ゅ う ろ う
第5節 雇用・就労

だい せつ ほ けん い り ょ う
第6節 保健・医療

だい せつ じ ょ う ほ う
第7節 情報・コミュニケーション

ぶんや 分野	とり くみ 取組	こ べ つ とり く み 個 別 の 取 組
1 権 利 擁 護 と 差 別 解 消	1 啓発活動の 充実	001 障害者週間を中心とする啓発活動 002 福祉活動の啓発事業の実施 003 きらめき出前講座の実施 004 自立更生障がい者・援助功労者表彰の実施 005 障がい者への理解を深める啓発教育活動の推進 006 精神保健福祉及び精神障がいに関する普及・啓発の実施 007 心のバリアフリー啓発活動への支援 008 地域ミーティング事業の実施 009 ノーマライゼーション理念普及啓発事業の実施 010 人権に関する意識啓発の推進 011 「小田原市人権施策推進懇談会」の設置 012 障害者差別解消法の周知と取組 *** 福祉施設一日体験学習事業（小田原市社会福祉協議会）
	2 相談支援の 充実	013 小田原市・足柄下郡3町地域障害者自立支援協議会の運営 014 障がい者総合相談支援センターの充実 015 地域包括支援センターと障がい者総合相談支援センター等との連携の推進
	3 権利擁護の 充実	016 成年後見制度利用支援事業の実施 017 障がい者虐待防止体制の整備と周知 再掲 障害者差別解消法の周知と取組（012） 再掲 障がい者総合相談支援センターの充実（014） *** 法人後見事業の実施（小田原市社会福祉協議会） *** 日常生活自立支援事業（小田原市社会福祉協議会）

1 利用者本位の
生活支援体制の
整備

018 障害支援区分認定等審査会の設置
019 障がい者のための手引の作成・配布
再掲 障がい者総合相談支援センターの充実 (014)

2 在宅福祉サービ
スの充実

020 障害福祉サービス費の給付
021 補装具費の給付
022 重度障がい者訪問入浴サービス費の給付
023 移動支援サービス費の給付
024 日中一時支援サービス費の給付
025 日常生活用具費の給付
026 小児慢性特定疾病児日常生活用具の給付
027 障がい者食の自立支援事業の実施
028 重度障がい者緊急通報システム事業の実施
029 障がい者地域活動支援センターの運営支援
030 障害福祉サービス等地域拠点事業所配置事業の実施
031 施設入所者等の地域生活への移行支援
032 在宅介護・介助する家族への相談支援の検討

3 住まいの確保

033 重度障がい者住宅設備改良費の助成
034 グループホームの設置促進
035 身体障がい者・精神障がい者のグループホームの確保
036 住宅入居等支援事業（居住サポート事業）の検討
037 市営住宅のバリアフリー化の検討

4 経済的な支援

038 市心身障害児福祉手当の支給
039 特別障害者手当・障害児福祉手当等の支給
040 外国籍等高齢者・障がい者に対する福祉給付金の支給
041 障がい者施設等への通所交通費の助成
042 タクシー運賃の助成
043 障がい者の自動車運転免許取得費の助成
044 身体障がい者の自動車改造費の助成
045 障がい者就職支度金の支給
046 自立支援医療（更生医療・育成医療）の給付

4 経済的な支援

- 047 重度障がい者医療費の助成
- 048 軽自動車税の減免
- *** 障害基礎年金（国）
- *** 特別障害給付金（国）
- *** 特別児童扶養手当（国）
- *** 神奈川県在宅重度障害者等手当（神奈川県）
- *** 神奈川県心身障害者扶養共済制度（神奈川県）
- *** 生活福祉資金の貸付事業（小田原市社会福祉協議会）

5 スポーツ・文化活動の支援

- 049 障害者スポーツ大会参加選手への支援
- 050 「県西地区みんなのつどい」の運営支援
- 051 「障がい者レクリエーション大会」の運営支援
- 052 「県西地区障害者文化事業」の運営支援
- 053 「精神保健福祉地域交流会」の運営支援
- 054 大活字本の閲覧・貸出
- 055 バリアフリー映画会の開催
- 056 郵送貸出サービスの実施

6 自立活動の支援

- 057 知的障がい者サークル活動の育成
- 058 障がい者団体への支援
- 059 障がい者団体の活動の周知
- 再掲 心のバリアフリー啓発活動への支援（007）
- *** 精神障がい者団体への支援（小田原保健福祉事務所）

7 ボランティア活動の活性化

- *** 市民ボランティアとの連携（小田原市社会福祉協議会）
- *** ボランティア相談・派遣事業（小田原市社会福祉協議会）
- *** 車いす介助法・視覚障がい者誘導体験事業（小田原市社会福祉協議会）
- *** 福祉ボランティアスクール事業（小田原市社会福祉協議会）
- *** 地区ボランティアクラブリーダー研修会の実施（小田原市社会福祉協議会）

ぶんや分野	とりくみ 取組	こべつ 個別の取組
3 生活環境 せいかつかんきょう	1 道路、建築物等のバリアフリー化 どうろ、けんちくぶつ とう のバリアフリー か 化	060 障がい者にやさしいまちづくりのための指導助言 しょうがいしゃ にやさしいまちづくりのための指導助言 061 障がい者や高齢者に配慮した街路の築造 しょうがいしゃ や こうれいしゃ に はいりよ が いる ちくぞう の 築造 062 セーフティーロードの整備 せいふ 063 市施設のバリアフリー化の推進 し しせつ のバリアフリー化の推進
	2 公共交通機関、歩行空間等のバリアフリー化 こうきょうこうつう き かん ほ こうくうかんどう のバリアフリー化	064 公共交通に関するバリアフリー化の推進に向けた取組 こうきょうこうつう かん に かん するバリアフリー化の推進に向けた取組 065 放置自転車への対策 ほうちじてんしゃ への たいさく 066 視覚障がい者用信号機等の設置促進 しかくしょう がい しゃ よう しんごうき 等の設置促進
	3 防災、防犯対策の推進 ぼうさい ぼうはん たいさく の推進	067 避難行動要支援者マップの活用 ひなんこうどうようしえんしゃ マップの活用 068 災害時における要配慮者用資機材の整備 さいがいじ における要配慮者用資機材の整備 069 災害時避難所の在り方の検討 さいがいじ ひなんじょ の あ かた けんとう の 検討 070 119番ファクシミリ通報の運用 ばん ファクシミリ通報の運用 071 メール119番の運用 ばん の運用 072 防災訓練への障がい者の参加促進 ぼうさいくんれん への しょうがいしゃ の参加促進 073 災害・防犯等情報のメール配信 さいがい ぼうはん とうじょうほう のメール配信

ぶんや分野	とりくみ 取組	こべつ 個別の取組
4 教育・療育 きょういく りょういく	1 早期発見・早期療育体制の充実と適切な支援の実施 そうきはつけん ・ そうきりよういくたいせい の 充実と適切な じゅうじつ てきせつ の しえん じっし の 実施	074 乳幼児事後検診の実施 にゅうようじごけんしん じっし の実施 075 1歳6か月児健康診査フォロー教室の実施 さい げつじけん こうしんさ きょうしつ じっし の実施 076 3歳児健康診査フォロー教室の実施 さいじけん こうしんさ きょうしつ じっし の実施 077 妊産婦訪問指導の実施 にんさん ぶほうちんしどう じっし の実施 078 乳幼児訪問指導の実施 にゅうようじほうちんしどう じっし の実施 079 未熟児訪問の実施 みじゆくじほうちん じっし の実施 080 乳児家庭全戸訪問の実施（こんにちは赤ちゃん事業） にゅうじかていぜん こほうちん じっし （こんにちは赤ちゃん事業） 081 早期発達支援体制の整備 そうきはつたつしえんたいせい せいび 082 障害児通所給付費の給付 しょうがいじつうしょきゅうふひ きゅうふ 083 保育所等訪問支援事業の実施 ほいくじょうほうちんしえんじぎょう じっし の実施 084 医療的ケアを必要とする障がい児の支援 いりょうてき ケアを必要とする障がい児の支援 085 障害児通園施設「つくしんぼ教室」の運営 しょうがいじつうえんしせつ 「つくしんぼ教室」の運営

4 教育・療育	2 継続性のある 支援体制の整備	<p>086 就学支援委員会の設置</p> <p>087 継続性のある相談支援体制の整備</p> <p>*** 在宅重症心身障がい児者訪問等指導の実施（小田原児童相談所）</p> <p>*** 在宅進行性筋萎縮症児者居宅訪問検診の実施（小田原児童相談所）</p> <p>*** 巡回更生相談の実施（神奈川県総合療育相談センター）</p> <p>*** 巡回リハビリテーション事業（神奈川県総合療育相談センター）</p>
	3 障がい児保育・ 教育の充実	<p>088 保育所における障がい児保育の実施</p> <p>089 幼稚園における障がい児の受入れ体制の確保</p> <p>090 市特別支援教育推進協議会の設置</p> <p>091 特別支援学級担任者等研修会の実施</p> <p>092 特別支援学級児童・生徒宿泊学習の実施</p> <p>093 個別支援員研修会の実施</p> <p>094 特別支援学級の設置</p> <p>095 ことばの教室の実施</p> <p>096 特別支援教育相談室の設置</p> <p>097 情緒障がい通級指導教室の実施</p>

ぶんや 分野	とり くみ 取組	こ べつ ど り く み 個別の取組
5 雇用・就労	1 障がい者雇用 に関する理解の 啓発	<p>098 障がい者雇用の啓発</p> <p>099 障がい者施設で製造した食品等の販売促進 再掲 心のバリアフリー啓発活動への支援（007）</p>
	2 就労相談、 就労支援体制の 整備	<p>100 障害者就業・生活支援センター運営の支援</p> <p>101 職場体験実習生の受入れ</p> <p>*** 西湘地区障害者就職面接会の開催（小田原公共職業安定所ほか）</p> <p>再掲 障がい者地域活動支援センターの運営支援（029）</p>
	3 就労の場の 拡大	<p>102 特例子会社等の設立支援</p> <p>103 アクティブシニア応援ポイント事業の実施</p> <p>104 障がい者施設からの優先調達</p> <p>105 障がい者雇用の対象拡大</p>

ぶんや分野	とりぐみ取組	こべつとりぐみ個別の取組
6 保健・医療	<p>1 障がいの原因となる疾病等の予防</p>	<p>106 ママパパ学級の実施 107 不育症治療費助成事業の実施 108 妊婦健康診査の実施 109 新生児訪問指導の実施 110 乳幼児健康診査の実施 111 4か月児健康診査の実施 112 8～9か月児健康診査の実施 113 1歳6か月児健康診査の実施 114 3歳児健康診査の実施 115 妊婦歯科健康診査費助成の実施 116 特定健康診査の実施 117 長寿高齢者健康診査の実施</p>
	<p>2 障がいに対する保健、医療サービスの充実</p>	<p>118 障がい者歯科二次診療所運営事業 119 救命救急センターの運営 120 救急要請カードの活用 *** 障害者歯科一次医療担当医制度（神奈川県）</p>
	<p>3 精神保健・医療施策の推進</p>	<p>121 精神保健福祉相談・訪問指導の実施 122 ピアカウンセラー育成の検討 123 医療保護入院等への協力 124 心神喪失者医療観察制度への協力 125 自殺予防対策の推進 再掲 精神保健福祉及び精神障がいに関する普及・啓発の実施 (006) *** 精神保健福祉相談・訪問指導事業（小田原保健福祉事務所） *** 精神保健集団活動事業（小田原保健福祉事務所） *** 自立支援医療（精神通院医療）の給付事業（神奈川県）</p>

ふんや分野	とりくみ取組	こべつとりくみ個別の取組
7 情報・コミュニケーション	1 情報バリアフリー化の推進	126 カラーバリアフリーの普及・啓発 127 障がい者や支援者向け先端技術の普及・啓発
	2 情報提供・コミュニケーション支援体制の充実	再掲 障がい者のための手引の作成・配布 (019) 128 手話通訳者の設置 129 手話通訳者・要約筆記者の派遣 130 声の広報の発行 131 点訳「広報おだわら」の発行 132 ホームページにルビ振り機能の追加 133 点字版・音訳版各種お知らせの発行 134 手話通訳者・要約筆記者の養成 135 入院時のコミュニケーション支援 136 主要観光施設の障がい者対応状況の情報提供 137 城址公園内の環境整備について

1 啓発活動の充実

現状と課題

市民向けアンケート調査においては、「福祉」に「身近な問題として関心がある」と「社会的な問題として関心がある」を合わせた回答が92%あり、「ノーマライゼーション理念」に「大いに賛同する」「ある程度賛同する」「賛同する」を合わせた回答が89.9%ありましたが、障害者差別解消法の認知度は、37.4%でした。このように概念や制度としてノーマライゼーション理念は普及していますが、具体的な理解が進んでいないものと思われま

す。障がい者が地域で暮らしていくためには、障がいのある人も住み慣れた地域で安心して生き生きと生活できるよう、市民一人ひとりが、真に「ノーマライゼーション理念」を理解し、障がいの特性等、障がい者に対する理解を深めることが必要です。

そして、行政やサービス提供事業所など特定の人たちだけでなく、地域全体で障がい者や高齢者の生活を支え合う地域福祉の推進が求められています。

障がい者に対する理解を深める手段として、講演会や地域ミーティング、障がい者施設での防災訓練やお祭りなどを通じた地域住民との交流活動等が行われています。また、学校などにおいても、障がいや障がい者についての理解を深めるための教育が実施されています。

取組の方向

障がいや障がい者についての理解を深め、ノーマライゼーション理念の普及を図るために、広報やホームページなど様々なメディアを活用し啓発活動を行うとともに諸団体の啓発活動を支援します。

また、啓発活動への障がい者の参画を進めます。

個別の取組

001 障害者週間を中心とする啓発活動

概要	障がい者に対する理解と認識を深めるため、12月3日から12月9日までの「障害者週間」を中心に重点的な啓発活動を行います。
所管課	障がい福祉課

002 福祉活動の啓発事業の実施

概要	広報紙等を通じ、市民の障がいについての理解と認識を深めるため、障がい福祉事業や障がい福祉施設の紹介など啓発事業を実施します。
所管課	障がい福祉課

003 きらめき出前講座の実施

概要	市職員が講師として市内在住・在勤・在学の希望者に障がい福祉施策をはじめ、市の各種事業について説明するとともに、障がい者施設の見学を行います。
所管課	生涯学習課・障がい福祉課

004

自立更生障がい者・援助功労者表彰の実施

<p>がい 概要</p>	<p>障がいを克服し自立された障がい者と障がい者の更生に尽力された方を表彰し、障がい者の自立更生意欲を高めるとともに障がい及び障がい者についての理解を深めます。</p>
<p>しょか 所管課</p>	<p>障がい福祉課</p>

005

障がい者への理解を深める啓発教育活動の推進

<p>がい 概要</p>	<p>すべての教育活動のなかで、障がい者に対する正しい理解と、共に生きる教育の推進を図ります。</p>
<p>しょか 所管課</p>	<p>教育指導課</p>

006

精神保健福祉及び精神障がいに関する普及・啓発の実施

<p>がい 概要</p>	<p>精神保健福祉についての理解を深めるため、市民や団体を対象に説明します。</p>
<p>しょか 所管課</p>	<p>障がい福祉課</p>

007

心のバリアフリー啓発活動への支援

<p>がい 概要</p>	<p>障がい者の地域活動への参加や地域の受入体制を拡大するため、障がい福祉事業所や障がい者団体等が地域を対象に実施する啓発事業を支援します。</p>
<p>しょか 所管課</p>	<p>障がい福祉課</p>

008 ちいき じぎょう じっし
地域ミーティング事業の実施

<p>がい 概要 よう 要</p>	<p>自治会長や民生委員、PTAなど地域のキーパーソンを対象に、地域や近隣にある障がい者施設を見学し、施設の概要や利用者の日常生活について説明を受け、施設職員や利用者との懇談する地域ミーティング事業を実施します。</p>
<p>しょか 所管課</p>	<p>しょう 障がい福祉課</p>

009 りねんふきゅうけいはつじぎょう じっし
ノーマライゼーション理念普及啓発事業の実施

<p>がい 概要 よう 要</p>	<p>市民を対象に、障がいや障がい者への理解を促進するため、障がい者や家族による講演会や演奏会、障がいをモチーフにした映画の鑑賞会など様々な事業を実施します。</p>
<p>しょか 所管課</p>	<p>しょう 障がい福祉課</p>

010 じんけん かん いしきけいはつ すいしん
人権に関する意識啓発の推進

<p>がい 概要 よう 要</p>	<p>「人権」について正しい理解と認識を深め、偏見と差別のない社会づくりを推進するため、「人権を考える講演会」等、啓発事業を行います。</p>
<p>しょか 所管課</p>	<p>じんけん 人権・男女共同参画課</p>

011 おだわらしじんけんしさくすいしんこんだんかい せっち
「小田原市人権施策推進懇談会」の設置

<p>がい 概要 よう 要</p>	<p>小田原市人権施策推進指針に基づき、人権施策の総合的かつ効果的な推進を図るため懇談会を設置し、本市の人権に係る施策について、意見等を伺います。</p>
<p>しょか 所管課</p>	<p>じんけん 人権・男女共同参画課</p>

012

しょうがいしゃさべつかいしょうほう しゅうち とりくみ
障害者差別解消法の周知と取組

<p>がいよう 概要</p>	<p>しみん しょうがいしゃさべつかいしょうほう しゅうち はか 市民に障害者差別解消法の周知を図ります。また、職員向けの たいおうようりょう さくせい ふどう さべつてきとりあつか きんし ごうりてきはいりよ 対応要領を作成し、不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の ていきょう しゅうちてつてい はか 提供などについて周知徹底を図ります。</p>
<p>しょかつか 所管課</p>	<p>しょう ふくしか しょくいんか かくか 障がい福祉課、職員課、各課</p>

ふくししせついちにちたいけんがくしゅうじぎょう おだわらししゃかいふくしきょうぎかい
福祉施設一日体験学習事業（小田原市社会福祉協議会）

<p>がいよう 概要</p>	<p>こうれいしゃ しょう しゃ たい りかい にんしき ふか もくてき 高齢者や障がい者に対する理解と認識を深めることを目的とし、 しょうがくせい しゃかいじん たいしょう ふくししせつ いちにちたいけんがくしゅうじぎょう 小学生から社会人を対象に福祉施設での一日体験学習事業を じっし 実施します。</p>
<p>しょかつか 所管課</p>	<p>しゃかいふくしきょうぎかい 社会福祉協議会</p>

2 相談支援の充実

現状と課題

障害福祉サービスは、障がい者のニーズに合わせ多様化してきています。そのため障がい者自らが、様々なサービスの中から自分にあったサービスを選択することで、自分らしく生きることができる反面、サービスの情報提供不足や複雑化による適切な制度利用の難しさなどの面があることも否めません。

そこで、障がいのある方、その保護者、支援者等が様々な困りごと等について気軽に相談でき、かつ専門的なアドバイスを受けることのできる相談体制を維持し、公的なサービスだけでなくボランティアグループによる支援も含め、障がい者や家族等が自分で判断し、自分で決定できる十分な情報提供や支援を行う必要があります。

取組の方向

障がいのある方、その保護者、支援者等からの相談に応じ、必要な情報提供や支援を行います。また、虐待や不当な差別などの相談は、その内容に応じて関係機関と連携して取り組みます。

個別の取組

013 小田原市・足柄下郡3町地域障害者自立支援協議会の運営

<p>がい 概 要</p>	<p>小田原市、箱根町、真鶴町及び湯河原町で共同設置している地域障害者自立支援協議会を、相談支援事業の運営評価や障害福祉計画の進捗状況の評価、地域の関係機関のネットワーク構築を推進する中核的役割を果たす協議の場として活用していきます。</p>
<p>しょかんか 所管課</p>	<p>障がい福祉課</p>

014

しょう しょうごうそうだんしえん じゅうじつ
障がい者総合相談支援センターの充実

<p>がい よう 概 要</p>	<p>こべつ せっち しんたい ちてき せいしん こ しょうだんきのう 個別に設置していた身体、知的、精神、子どもの4つの相談機能を とうごう かしよ ふくごうてき そうだん しえんとう しょう しょう 統合し、1カ所で複合的な相談・支援等ができるおだわら障がい者 しょうごうそうだんしえん かいせつ しょう しょう かぞくとう そうだん おう 総合相談支援センターを開設し、障がい者や家族等からの相談に応 じ、しょうがいふくし りようそうだん せいかつ けんこう かん しょうだん しょう 障害福祉サービスの利用相談、生活や健康などに関する相談な ど必要な支援を行います。そして、ぎやくたい ぼうしおよ しょうきほっけん 虐待の防止及びその早期発見の ためのかんけいきかん れんらくちようせい しょう しょう けんりようご ための関係機関との連絡調整など、障がい者の権利擁護のための しょうだんしえんじぎょう じゅうじつ はか 相談支援事業の充実を図ります。 また、しょう しょうじしん みずか たいけん しょう しょう たちば た 障がい者自身が、自らの体験から障がい者の立場に立っ てしょうだん おう じっし て相談に応じる「ピアカウンセリング」を実施します。</p>
<p>しょうかんか 所管課</p>	<p>しょう しょう ふうしか 障がい福祉課</p>

015

ちいきほうかつしえん しょう しょうごうそうだんしえん とう れんけい すいしん
地域包括支援センターと障がい者総合相談支援センター等との連携の推進

<p>がい よう 概 要</p>	<p>かいごほけんせいど ちいきほうかつしえん しょう しょうごう 介護保険制度における地域包括支援センターと障がい者総合 しょうだんしえん とう きょうりよくかんけい きょうか こべつ けんとうかい 相談支援センター等の協力関係を強化し、個別のケース検討会な どをつう しょうだんしえんきのう じゅうじつ はか どを通じて、相談支援機能の充実を図ります。</p>
<p>しょうかんか 所管課</p>	<p>しょう ふうしか こうれいかいごか 障がい福祉課・高齢介護課</p>

3 権利擁護の充実

現状と課題

障がい者の社会参加が進む中で、障がい者の自己決定権が重視されていますが、その一方で、障がい者の権利侵害や財産の保全管理などの問題があります。

障害福祉サービスの利用の際の「自己選択」や「自己決定」を支援し、権利侵害や財産の保全管理などの問題に対応するためには、障がい者に対して適切な情報提供が行われ、また、判断能力が十分でない場合には、成年後見制度などを有効に活用していく必要があります。

また、障がい者への虐待は、家族の介護疲れ等により家庭内で起きやすいこと、コミュニケーションが苦手であるといった障がいの特性などのため発見が難しいことから、虐待防止体制を整備するとともに、周囲の理解を得るための周知が必要です。

取組の方向

障がい者の自己選択や自己決定を尊重しながらも、判断能力が十分でない場合には、成年後見制度の利用を支援します。また、虐待防止や差別解消法に関して周知を図ります。

個別の取組

016 成年後見制度利用支援事業の実施

概要	知的障がいや精神障がいにより、判断能力が十分でない方に対し、後見人等が契約行為や財産管理を行えるよう、家庭裁判所に成年後見制度の申し立てを行うための支援等を行います。
所管課	障がい福祉課

017

しょう しょうがいしゃぎやくたいぼうしたいせい せいび しゅうち
障がい者虐待防止体制の整備と周知

<p>がい 概要 よう 要</p>	<p>しょう しょうがいふくしかない しょう しょうがいしゃぎやくたいぼうし せっち ぎやくたい 障がい福祉課内に障がい者虐待防止センターを設置し、虐待 そうだん ぼうし しょうがいしゃぎやくたいぼうし しえん おこな じあんはっせいじ ひつよう の相談や防止のための支援などを行います。事案発生時には、必要 おう けん ちいきしょうがいしゃじりつしえんきょうぎかい きかん きょうりよく に応じて、県や地域障害者自立支援協議会などの機関と協力して たいおう しょうがいしゃぎやくたいぼうし かん じょうほうとう しみん しゅうち 対応します。また、虐待防止に関する情報等を市民に周知します。</p>
<p>しょう しょうがいしゃ 所管課</p>	<p>しょう しょうがいふくしか 障がい福祉課</p>

さいけい
再掲(012)

しょうがいしゃさべつかいしょうほう しゅうち とりくみ
障害者差別解消法の周知と取組

<p>がい 概要 よう 要</p>	<p>しみん しょうがいしゃさべつかいしょうほう しゅうち はか しょくいんむ 市民に障害者差別解消法の周知を図ります。また、職員向けの たいおうようりょう さくせい ふとう さべつてきとりあつか きんし ごうりてきはいりよ 対応要領を作成し、不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の ていきょう しゅうちてつてい はか 提供などについて周知徹底を図ります。</p>
<p>しょう しょうがいしゃ 所管課</p>	<p>しょう しょうがいふくしか しょうくいんか かくか 障がい福祉課、職員課、各課</p>

さいけい
再掲(014)

しょう しょうがいしゃしゅうごうそうだんしえん じゅうじつ
障がい者総合相談支援センターの充実

<p>がい 概要 よう 要</p>	<p>こべつ せっち しんたい ちてき せいしん こ そうだんきのう 個別に設置していた身体、知的、精神、子どもの4つの相談機能を とうごう かしょ ふくごうてき そうだん しえんなど 統合し、1カ所で複合的な相談・支援等ができるおだわら障がい者 そうごうそうだんしえん かいせつ しょうがいしゃ かぞくとう そうだん おう 総合相談支援センターを開設し、障がい者や家族等からの相談に応 しょうがいふくし りょうそうだん せいかつ けんこう かん そうだん じ、障害福祉サービスの利用相談、生活や健康などに関する相談な ひつよう しえん ぎやくたい ぼうしおよ そろきはけん ど必要な支援を行います。そして、虐待の防止及びその早期発見の ための関係機関との連絡調整など、障がい者の権利擁護のための そうだんしえんじぎょう じゅうじつ はか 相談支援事業の充実を図ります。 また、しょうがいしゃ自身が、みづか たいけん しょうがいしゃ たちば た また、障がい者自身が、自らの体験から障がい者の立場に立っ そうだん おう じっし て相談に応じる「ピアカウンセリング」を実施します。</p>
<p>しょう しょうがいしゃ 所管課</p>	<p>しょう しょうがいふくしか 障がい福祉課</p>

*** ほうじんこうけんじぎょう じっし おだわらししゃかいふくしきょうぎかい
 法人後見事業の実施（小田原市社会福祉協議会）

がい 概要	しょう しゃ こうれいしゃ はんだんのうりよく じゅうぶん かた たいしょう 障がい者や高齢者などのうち判断能力が十分でない方を対象 に、小田原市社会福祉協議会が後見人等になる法人後見事業を実施 します。
しょかつか 所管課	しゃかいふくしきょうぎかい 社会福祉協議会

*** にちじょうせいかつじりつしえんじぎょう おだわらししゃかいふくしきょうぎかい
 日常生活自立支援事業（小田原市社会福祉協議会）

がい 概要	ひとりぐ にちじょうこうれいしゃ ちてきしょう しゃ せいしんしょう しゃ 一人暮らしの認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など はんだんのうりよく じゅうぶん かたがた しんたいてき しょう にちじょうせいかつ 判断能力が十分でない方々や身体的な障がいにより日常生活を おく うえ ふあん かか かたがた ちいき あんしん せいかつ 送る上で不安を抱えている方々が、地域において安心して生活でき るよう、福祉サービスの利用支援、財産の保全・管理、権利擁護相談 じぎょう おこな 事業などを行います。
しょかつか 所管課	しゃかいふくしきょうぎかい 社会福祉協議会

1 利用者本位の生活支援体制の整備

げんじょう かだい 現状と課題

しょう しゃむ ちょうき しょう ひと す しゃかい
障がい者向けアンケート調査において、「障がいのある人が住みやすい社会を
つくるため、今後どのような取り組みが大切だと思いますか」との設問に、「経済的
な援助の充実（22.6%）」に次いで、「障がい者の日常生活を支援するサー
ビスの充実（8.8%）」及び「入所（居住する）福祉施設の充実（7.3%）」
に関する回答が多くなっています。このように障害福祉サービスに対する要望が
たか なか しょう しゃみずか せんたく けつてい しつ たか きょうきゅうたいせい
高い中で、障がい者自らがサービスを選択し決定できる質の高い供給体制の
かくほ じゅうぶん じょうほうていきょう か
確保と十分な情報提供が欠かせません。

また、利用者の人権に配慮したサービスを受けることができるよう、事業者が
ていきょう サービスの質を高めていく必要があります。

とりくみ ほうこう 取組の方向

りようしゃほんい う じょうほう ていきょう つと
利用者本位のサービスを受けることができるよう、情報の提供に努めるととも
に、しょうがいしえんくぶんにていしんさかい せつち しょうがいふくし ひ しきゅうけつていてつづ
障害支援区分認定審査会を設置し、障害福祉サービス費の支給決定手続きの
とうめいか こうへいか はか
透明化・公平化を図ります。

また、けいかくそうだんじぎょうしょ しえん じぎょうしょ ぎょうせい れんけい りようしゃ かぞく いし
計画相談事業所や支援する事業所と行政が連携し、利用者や家族の意思を
そんちょう てきせつ ていきょう つと ひつよう
尊重し、適切なサービスの提供に努める必要があります。

018 しょうがいしえんくぶんにていどうしんさかい せっち
障害支援区分認定等審査会の設置

<p>がい よう 概要</p>	<p>りようしゃほんい てきせい しえんたいせい かくほ 利用者本位の適正な支援体制を確保するため、サービスの種類や りよう けつてい はんだんざいりよう ひと もう 量などを決定するための判断材料の一つとして設けられている しょうがいしえんくぶん にんてい しんさかい せっち しきゅうけつていてつづ 「障害支援区分」を認定する審査会を設置し、支給決定手続きの とうめいか こうへいか はか 透明化・公平化を図ります。</p>
<p>しょかつか 所管課</p>	<p>しょう ふくしか 障がい福祉課</p>

019 しょう しゃ てびき さくせい はいふ
障がい者のための手引の作成・配布

<p>がい よう 概要</p>	<p>しょう べつ しょうがいふくし てあ とう じょうほう きさい 障がい別に、障害福祉サービスや手当等の情報に記載した てびき さくせい てちょうこうふ じとう はいふ しょう しゃ 「手引」を作成し、手帳交付時等に配布することにより、障がい者 ひつよう じょうほう ていきよう に必要な情報を提供します。</p>
<p>しょかつか 所管課</p>	<p>しょう ふくしか 障がい福祉課</p>

さいけい しょう しゃそうごうそうだんしえん じゅうじつ
再掲(014) 障がい者総合相談支援センターの充実

<p>がい よう 概要</p>	<p>こべつ せっち しんたい ちてき せいしん こ そうだんきのう 個別に設置していた身体、知的、精神、子どもの4つの相談機能を とうごう かしょ ふくごうてき そうだん しえんとう しょう しゃ 統合し、1カ所で複合的な相談・支援等ができるおだわら障がい者 そうごうそうだんしえん かいせつ しょう しゃ かぞくとう そうだん おう 総合相談支援センターを開設し、障がい者や家族等からの相談に応 じ、障害福祉サービスの利用相談、生活や健康などに関する相談な ど必要な支援を行います。そして、虐待の防止及びその早期発見の ひつよう しえん ぎやくたい ぼうしおよ そうきはっけん ための関係機関との連絡調整など、障がい者の権利擁護のための かんけいきかん れんらくちょうせい しょう しゃ けんりようご 相談支援事業の充実を図ります。 また、障がい者自身が、自らの体験から障がい者の立場に立っ て相談に応じる「ピアカウンセリング」を実施します。</p>
<p>しょかつか 所管課</p>	<p>しょう ふくしか 障がい福祉課</p>

2 在宅福祉サービスの充実

現状と課題

障がい者や家族の高齢化が進み、高齢の親や兄弟姉妹が高齢の障がい者を介護する状態も進行しています。

施設への入所から地域生活へと国の政策が重点を移す中、障がい者がグループホームや在宅で自立した生活をするためには、ライフステージごとの生活上の課題やニーズに対応した適切なサービスが必要です。

取組の方向

より充実した在宅生活を実現していくため、関係機関と連携しながら、既存のサービスのより適切な提供に努めるとともに、在宅で介護する家族への相談の充実等に努めます。

個別の取組

020 障害福祉サービス費の給付

概要	法に基づくホームヘルプなどの居宅介護サービスや就労継続支援サービスなどの通所サービスの利用者、入所施設やグループホームの利用者に対し、介護給付費・訓練等給付費などを給付します。
所管課	障がい福祉課

021 補装具費の給付

<p>がい 概要</p>	<p>法に基づく障がい者等の身体機能を補完する補装具(義肢、車いす、補聴器など)の購入費・修理費を給付します。</p>
<p>しょか 所管課</p>	<p>障がい福祉課</p>

022 重度障がい者訪問入浴サービス費の給付

<p>がい 概要</p>	<p>専用の浴槽を装備した入浴車で自宅を訪問し、入浴が困難な在宅の重度障がい児者の入浴を支援する訪問入浴サービスを利用する方に、重度障がい者訪問入浴サービス費を給付します。</p>
<p>しょか 所管課</p>	<p>障がい福祉課</p>

023 移動支援サービス費の給付

<p>がい 概要</p>	<p>知的障がい者・精神障がい者などの外出支援のため、ガイドヘルパーによる支援を行う移動支援サービスを利用する方に対し、移動支援サービス費を給付します。 また、義務教育課程の通学についてもサービスを利用することが出来るよう、制度の見直しを進めます。</p>
<p>しょか 所管課</p>	<p>障がい福祉課</p>

024 日中一時支援サービス費の給付

<p>がい 概要</p>	<p>介護者の一時的な休養などのために、障がい福祉施設などで見守りを行う日中一時支援サービスを利用する方に対し、日中一時支援サービス費を給付します。</p>
<p>しょか 所管課</p>	<p>障がい福祉課</p>

025

にちじょうせいかつようぐひ きゅうふ
日常生活用具費の給付

がい 概要	ざいたく しょう じしや にちじょうせいかつ りべん はか ようひん 在宅の障がい児者の日常生活の利便を図るため、ストマ用品、 にゆうよくほじょようぐ にちじょうせいかつようぐ こうにゆうひ きゅうふ 入浴補助用具などの日常生活用具の購入費を給付します。
しょかつか 所管課	しょう ふくしか 障がい福祉課

026

しょうにまんせいとくていしつぺいじにちじょうせいかつようぐ きゅうふ
小児慢性特定疾病児日常生活用具の給付

がい 概要	しょうにまんせいとくていしつぺいじ にちじょうせいかつじょう りべん はか とくしゅしんだい 小児慢性特定疾病児の日常生活上の利便を図るため、特殊寝台 とう にちじょうせいかつようぐ きゅうふ 等の日常生活用具を給付します。
しょかつか 所管課	しょう ふくしか 障がい福祉課

027

しょう しょうやく じりつしえんじぎょう じっし
障がい者食の自立支援事業の実施

がい 概要	じゅうどしょう しゃ せたい ぐ とう えいようかんりとう ししょう 重度障がい者のみの世帯やひとり暮らし等で、栄養管理等に支障 がある在宅障がい者の配食サービス利用を支援します。
しょかつか 所管課	しょう ふくしか 障がい福祉課

028

じゅうどしょう しゃきんきゅうつうほう じぎょう じっし
重度障がい者緊急通報システム事業の実施

がい 概要	じゅうどしょう しゃ せたい ぐ とう かか きんきゅうじたい 重度障がい者のみの世帯やひとり暮らし等が抱える緊急事態に たい ふあんかいしょう はか きんきゅうじ し いたく けいびがいしゃ 対する不安解消を図るため、緊急時に市が委託した警備会社に つうほう はっしん そうち りよう しえん 通報を発信することができる装置の利用を支援します。
しょかつか 所管課	しょう ふくしか 障がい福祉課

029 障がい者地域活動支援センターの運営支援

<p>がい 概要</p>	<p>在宅障がい者の日中活動の場の一つである障がい者地域活動支援センターの運営費を助成します。</p>
<p>しょかつか 所管課</p>	<p>障がい福祉課</p>

030 障害福祉サービス等地域拠点事業所配置事業の実施

<p>がい 概要</p>	<p>在宅の重症心身障がい児者、緊急的な支援が必要なケース等に 対応するため、県西圏域の市町が連携し、支援が困難な障がい児者に対するサービス提供体制を整えることを目的に、県が指定する拠点事業所を支援します。また、在宅の重症心身障がい児者の認定を受けていないが医療的ケアを必要とする障がい児者については、実態を把握し地域障がい者自立支援協議会等の関係機関と連携し対応を検討します。</p>
<p>しょかつか 所管課</p>	<p>障がい福祉課</p>

031 施設入所者等の地域生活への移行支援

<p>がい 概要</p>	<p>障がい者施設に入所、または精神科病院に長期入院していた方が、グループホームを利用しながら地域での生活を開始した場合に、グループホームの家賃を助成します。</p>
<p>しょかつか 所管課</p>	<p>障がい福祉課</p>

032 在宅介護・介助する家族への相談支援の検討

<p>がい 概要</p>	<p>在宅で障がい者を介護・介助する家族等に対し、障がい福祉事業所や関連機関と連携し相談を充実させるとともに、支援の施策について検討します。</p>
<p>しょかつか 所管課</p>	<p>障がい福祉課</p>

3 住まいの確保

現状と課題

障がい者向けアンケート調査において、現在住んでいる住宅についての設問には、約3分の2の方が、本人または家族の持ち家（一戸建て、分譲マンションなど）と回答しています。このため、障がい者が、家族とともに住みなれた地域において快適かつ安全に生活するためには、障がい者にも家族にも使いやすい住まいが必要で、段差の解消や手すり等の整備など安全性や利便性の確保が求められています。

また、国は、施設入所から地域生活への移行を推進しており、障がい者が地域の中で、普通の暮らしができるよう日常生活面での支援を受けながら生活できるグループホームも増加してきています。

取組の方向

既存住宅のバリアフリー化への改修費の助成事業やグループホームの開設に係る助成事業を推進するとともに、居住サポートについて、関係機関と連携しながら検討します。

個別の取組

033 重度障がい者住宅設備改良費の助成

概要	重度障がい者の在宅生活を支援するため、玄関の段差解消やトイレ・風呂などを障がいに適するように改造する場合、その工事費用の一部を助成します。
所管課	障がい福祉課

034 グループホームの設置促進せっちそくしん

<p>がい 概要</p>	<p>しょう しょう ちいきいこう すいしん あ せっち 障がい者の地域移行を推進するに当たり、グループホーム設置につ いて地域住民の理解を得るため、広報等による周知啓発に努めます。 また、グループホームの開設時に必要となる洗濯機・冷蔵庫など の購入費を助成します。</p>
<p>しょうかつか 所管課</p>	<p>しょう しょう ふうしか 障がい福祉課</p>

035 身体障がい者・精神障がい者のグループホームの確保しんたいしょう しょう せいしんしょう しょう かくほ

<p>がい 概要</p>	<p>ちてきしょう しょう おも たいしょうしゃ 知的障がい者を主な対象者とするグループホームに比べ、市内へ の開設が進んでいない身体障がい者・精神障がい者を主な対象者 としたグループホームの開設を、社会福祉法人等に働きかけます。</p>
<p>しょうかつか 所管課</p>	<p>しょう しょう ふうしか 障がい福祉課</p>

036 住宅入居等支援事業（居住サポート事業）の検討じゅうたくにゆうきどうしえんじぎょう きょじゅう じぎょう けんどう

<p>がい 概要</p>	<p>す もと しょう しょう たい じょうほう ていきょう そうだん にゆうきよじおよ 住まいを求める障がい者に対し、情報の提供、相談、入居時及 び入居後のサポートを行う住宅入居等支援事業（居住サポート 事業）の実施について、検討します。</p>
<p>しょうかつか 所管課</p>	<p>しょう しょう ふうしか 障がい福祉課</p>

037 市営住宅のバリアフリー化の検討しえいじゅうたく か けんどう

<p>がい 概要</p>	<p>だいきぼかいしゅうじとう しょう しょう しょう じょう じょう しょう 大規模改修時等に障がい者等が入居しやすくなるよう、市営 住宅のバリアフリー化について検討します。</p>
<p>しょうかつか 所管課</p>	<p>けんちくか 建築課</p>

4 経済的な支援

現状と課題

障がい者の経済的負担を軽減し、自立や社会参加を進めるため、さまざまな経済的支援が実施されています。

障がい者向けアンケート調査において、「障がいのある人が住みやすい社会をつくるため、今後どのような取り組みが大切だと思いますか」との設問は、「経済的な援助の充実」に最も多くの回答がありました。

特に、就労が困難な障がい者にとって、国から支給される障害基礎年金は生活を支えるものとなっていることから、その充実が望まれています。

また、障がい者が通所施設などでの作業を通して得られる工賃収入は、依然として低い水準にあり、施設までの交通費を工賃でまかなえない場合も多くあります。

取組の方向

障がい者の経済的負担を軽減するための施策については、少子高齢化社会の急激な進展や様々な要因による厳しい財政状況の中、障がい者の自立と人権擁護の観点から継続的に実施していけるよう関係機関と連携していく必要があります。

個別の取組

038 市心身障害児福祉手当の支給

概要	市内在住の20歳未満の障がい児（身体障害者手帳1級～4級所持者、IQ50以下の障がい児、精神障害者保健福祉手帳1級所持者）で、国の障害児福祉手当を受給していない障がい児の保護者に対し、手当を支給します。
所管課	障がい福祉課

039

とくべつしょうがいしゃてあて しょうがいじふくしてあてとう しきゅう
特別障害者手当・障害児福祉手当等の支給

がい 概要	にちじょうせいかつ じょうじとくべつ かいご ひつよう じょうたい ざいたく 日常生活において、常時特別な介護を必要とする状態の在宅 じゅうどしょう じしゃとう たい せいど しゅうち はか てあて しきゅう おこな 重度障がい児者等に対し、制度の周知を図り、手当の支給を行います。
しょか 所管課	しょう ふくしか 障がい福祉課

040

がいこくせきとうこうれいしゃ しょう しゃ たい ふくしきゅうふきん しきゅう
外国籍等高齢者・障がい者に対する福祉給付金の支給

がい 概要	しょうわ ねん がつ にちいぜん にほん きょじゅう ほんし がいこくじんとうろくも 昭和61年3月31日以前に日本に居住し、本市に外国人登録若 しくは住民登録をしている方で、公的年金の受給要件を制度上満 じゅうみんとうろく かた こうてきねんきん じゅきゅうようけん せいどじょう み たすことができない方に対して福祉給付金を支給します。 かた たい ふくしきゅうふきん しきゅう
しょか 所管課	ふくしせいさくか 福祉政策課

041

しょう しゃしせつとう つうしょこうつうひ じよせい
障がい者施設等への通所交通費の助成

がい 概要	しゅうろういこう しえん じぎょうしよ ちいきかつどう しえん しょう しゃ 就労移行支援事業所や地域活動支援センターなどの障がい者 しせつ つうしょ かた しせつ こうつうひ じよせい しょう しゃ 施設へ通所する方に、施設までの交通費を助成し、障がい者の けいざいできふたん けいげん 経済的負担を軽減します。
しょか 所管課	しょう ふくしか 障がい福祉課

042

うんちん じよせい
タクシー運賃の助成

がい 概要	ざいたくじゅうどしょう しゃとう しゃかいさんか いるようきかんじゅしん そくしん 在宅重度障がい者等の社会参加や医療機関受診を促進するため、 タクシー等を利用した場合に、タクシー券により運賃の一部を助成 とう りよう ばあい けん うんちん いちぶ じよせい し、障がい者の経済的負担を軽減します。 しょう しゃ けいざいできふたん けいげん
しょか 所管課	しょう ふくしか 障がい福祉課

043

障がい者の自動車運転免許取得費の助成

<p>がい 概要</p>	<p>障がい者が社会参加のために自動車運転免許の取得をする場合に、免許の取得にかかる費用の一部を助成し、経済的負担を軽減します。</p>
<p>しよかんか 所管課</p>	<p>障がい福祉課</p>

044

身体障がい者の自動車改造費の助成

<p>がい 概要</p>	<p>身体障がい者が社会参加のために、自らが運転する自動車を改造する場合に、改造に要する費用の一部を助成し、経済的負担を軽減します。</p>
<p>しよかんか 所管課</p>	<p>障がい福祉課</p>

045

障がい者就職支度金の支給

<p>がい 概要</p>	<p>初めて就職するなど、就職に伴ってワイシャツ・鞆などが必要となる障がい者に対し、支度金を支給します。</p>
<p>しよかんか 所管課</p>	<p>障がい福祉課</p>

046

自立支援医療（更生医療・育成医療）の給付

<p>がい 概要</p>	<p>障がいの除去または軽減を目的に、対象者の手術や治療にかかる医療費のうち、自己負担分の一部を給付します。</p>
<p>しよかんか 所管課</p>	<p>障がい福祉課</p>

047

 じゅうどしょう しやいりょうひ じよせい
 重度障がい者医療費の助成

がい 概要	じゅうどしょう しや しんたいしょうがいしやてちょう きゅう きゅう しんたいしょうがいしやてちょう 重度障がい者（身体障害者手帳1級・2級、身体障害者手帳3 きゅう あいきゅー い か かた あいきゅー い か かた せいしんしょうがいしやほけんふくし 級かつIQ50以下の方、IQ35以下の方、精神障害者保健福祉 てちょう きゅう つういん りょうようまた いりょう きゅうふう う ばあい 手帳1級（通院のみ）が療養又は医療の給付を受けた場合に、 いりょうひ じ こふたんぶん じよせい その医療費の自己負担分を助成します。また、たいしょうしや はんい 対象者の範囲について検討していきます。
しょかつか 所管課	しょう ふくしか 障がい福祉課

048

 けいじどうしゃぜい げんめん
 軽自動車税の減免

がい 概要	しょう しやまた しょう しや せいけい いつ かた しょうゆう つういん 障がい者又は障がい者と生計を一にする方が所有し、通院や つうがく にちじょうせいかつ しょう しや おも しょう けいじどうしゃとう 通学などの日常生活で障がい者のために主に使用する軽自動車等 たい けいじどうしゃぜい しんせい げんめん に対する軽自動車税を、申請により減免します。
しょかつか 所管課	しぜいそうむか 市税総務課

 しょうがいき そねんきん くに
 障害基礎年金（国）

がい 概要	こくみんねんきんかにゆうちゆう びょうき しょう さいまえ 国民年金加入中に、病気やケガで障がいになったとき、20歳前の びょうき しょうがいとうきゅうひょう さだ しょう じょうたい 病気やケガによって障害等級表に定める障がいの状態になっ たときなど、いってい ようけん み ばあい しょうがいき そねんきん くに 一定の要件を満たす場合に、障害基礎年金が国から しきゅう 支給されます。
しょかつか 所管課	くに 国

*** とくべつしょうがいきゅうふきん くに
特別障害給付金（国）

<p>がい 概 よひ 要</p>	<p>こくみんねんきん にんいかにゆう 国民年金に任意加入していなかったことにより、しょうがいき そねんきんとう を 受給していない障がい者のうち、現在、しょうがいき そねんきん きゅう 相当の障がいの状態にある方に対して、国から特別障害給付金が 支給されます。</p>
<p>しょかつか 所管課</p>	<p>くに 国</p>

*** とくべつじどうふようてあて くに
特別児童扶養手当（国）

<p>がい 概 よひ 要</p>	<p>いってい しょう ゆう さいみまん じどう かにてい かんご よういく 一定の障がいを有する 20歳未満の児童を家庭で監護、養育してい る ふうとう たい くに とくべつじどうふようてあて しきゅう 父母等に対して、国から特別児童扶養手当が支給されます。</p>
<p>しょかつか 所管課</p>	<p>くに 国</p>

*** かながわけんざいたくじゅうどしょうがいしやとうてあて かながわけん
神奈川県在宅重度障害者等手当（神奈川県）

<p>がい 概 よひ 要</p>	<p>ざいたく じゅうどじゅうふくしょう しゃ とくべつしょうがいしやてあて しょうがいじふくしてあて 在宅の重度重複障がい者や特別障害者手当、障害児福祉手当 じゆきゅうしや ざいたくじゅうどしょうがいしやとうてあて しきゅう 受給者に、在宅重度障害者等手当が支給されます。</p>
<p>しょかつか 所管課</p>	<p>けん 県</p>

*** かながわけんしんしんしょうがいしやふようきょうさいせいど かながわけん
神奈川県心身障害者扶養共済制度（神奈川県）

<p>がい 概 よひ 要</p>	<p>かにゆうしや ほごしや そうごふじよ ほごしや しぼう また じゅうどしょう 加入者（保護者）の相互扶助により、保護者が死亡し、又は重度障 がいはなったとき、残された心身障がい者に終身一定額の年金が しきゅう 支給されます。</p>
<p>しょかつか 所管課</p>	<p>けん 県</p>

44

せいかつふくししきん かしつけじぎょう おだわらししゃかいふくしきょうぎかい
生活福祉資金の貸付事業（小田原市社会福祉協議会）

がい 概要	ていしょとくしゃ しょう しゃ こうれいしゃとう たい せいかつしきんとう かしつけ おこな 低所得者、障がい者、高齢者等に対し、生活資金等の貸付を行います。
しょかつか 所管課	しゃかいふくしきょうぎかい 社会福祉協議会

5 スポーツ・文化活動の支援

現状と課題

人々が生活をする上で、スポーツやレクリエーション、文化活動などへの参加は、生活の質の向上を図り、ゆとりと潤いのある生活を送るためになくってはならないものです。

こうした活動は、障がい者にとって、社会参加、リハビリテーションのみならず健康の維持・増進、余暇の充実等の機会であり、また、生きがいや仲間との触れ合いの場として必要です。

しかし、障がい者が気軽に活動や交流ができる場は少なく、情報も限られています。こうした活動を障がい者団体が実施したり支援したりしてきましたが、団体へ加入していない障がい者や団体を知らない障がい者が増えています。

取組の方向

スポーツ・レクリエーション・文化活動の支援策として、手話通訳者等の情報保障、主催団体への支援、活動機会・活動場所の確保等について支援します。

個別の取組

049 障害者スポーツ大会参加選手への支援

がい 概 要	ぜんこくしょうがいしゃ 全国障害者スポーツ大会、 かながわけんしょうがいしゃ 神奈川県障害者スポーツ大会への さんか 参加を支援します。
しょか 所管課	しょう 障がい福祉課

050 「^{けんせいちく}県西地区^{うんえいしえん}みんなのつどい」の運営支援

<p>がい 概要</p>	<p>^{けんせいちく}県西地区の^{しせつりようしゃ}施設利用者、^{ざいたく}在宅の^{しょう}障がい者とその^{かぞく}家族の^{かたがた}方々が^{あつ}集まり、^{そうご}相互の^{しんぼく}親睦を図る「^{けんせいちく}県西地区^{うんえいしえん}みんなのつどい」の運営を支援します。</p>
<p>しょかつか 所管課</p>	<p>^{しょう}障がい^{ふくしか}福祉課</p>

051 「^{しょう}障がい者^{しゃ}レクリエーション^{たいかい}大会」の運営支援

<p>がい 概要</p>	<p>^{しょう}障がい者と^{かぞく}家族の方々が^{あつ}集まり、^{そうご}相互の^{しんぼく}親睦を図る「^{しょう}障がい者^{しゃ}レクリエーション^{たいかい}大会」の運営を支援します。</p>
<p>しょかつか 所管課</p>	<p>^{しょう}障がい^{ふくしか}福祉課</p>

052 「^{けんせいちく}県西地区^{しょうがいしゃぶんかじぎょう}障害者文化事業」の運営支援

<p>がい 概要</p>	<p>^{けんせいちく}県西地区の^{しょう}障がい者の^{ぶんか}文化・^{げいじゆつさくひん}芸術作品を^{てんじ}展示するとともに、^{ちいき}地域^{じゆうみん}住民の^{りかい}理解と^{しょう}障がい者に対する^{しんしき}認識を^{ふか}深め、^{しょう}障がい者の^{しゃかいさんか}社会参加を図る^{しょうがいしゃぶんかじぎょう}障害者文化事業の運営を支援します。</p>
<p>しょかつか 所管課</p>	<p>^{しょう}障がい^{ふくしか}福祉課</p>

053 「^{せいしんほけんふくしちいきこうりゆうかい}精神保健福祉地域交流会」の運営支援

<p>がい 概要</p>	<p>^{しみん}市民を対象に、^{せいしんほけんふくしおよ}精神保健福祉及び^{せいしんしょう}精神障がい者について^{りかい}理解を^{ふか}深めるため、^{せんもんか}専門家を^{まね}招いた^{こうえんかい}講演会を開催するなど、^{せいしんしょう}精神障がい者^{ふくし}福祉の^{こうじょう}向上を図る^{せいしんほけんふくしちいきこうりゆうかい}精神保健福祉地域交流会を支援します。</p>
<p>しょかつか 所管課</p>	<p>^{しょう}障がい^{ふくしか}福祉課</p>

054 大活字本の閲覧・貸出

<p>がい 概要</p> <p>よう 要</p>	<p>じやくし かた よ だいかつじほん こうにゆう としょかん はいか えつらん 弱視の方が読みやすい大活字本を購入し、図書館で配架し、閲覧 およ かしだし 及び貸出をします。</p>
<p>しょかんか 所管課</p>	<p>としょかん 図書館</p>

055 バリアフリー映画会の開催

<p>がい 概要</p> <p>よう 要</p>	<p>ちようかくしょう しゃ しかくしょう しゃ たの しゅわつうやくしゃ 聴覚障がい者や視覚障がい者が楽しめるよう、手話通訳者によ るガイドのほか、字幕や音声ガイドに工夫を凝らした映画会を開催 します。</p>
<p>しょかんか 所管課</p>	<p>としょかん 図書館</p>

056 郵送貸出サービスの実施

<p>がい 概要</p> <p>よう 要</p>	<p>しんたい しょう としょかん りよう こんなん かた たいしょう 身体に障がいがあるために図書館の利用が困難な方を対象にし た図書資料の郵送貸出サービスや視覚に障がいがある方を対象に した視聴覚資料の郵送貸出サービスを実施します。</p>
<p>しょかんか 所管課</p>	<p>としょかん 図書館</p>

6 自立活動の支援

現状と課題

障がい者自らが積極的に社会参加していくことは、障がい者の社会的な自立を促進する上で重要なことです。

しかし、こうした活動に大きな役割を果たしてきた障がい者団体の中には、会員の高齢化などにより会員数が減少している団体もあります。

障がい者自身の自立や社会参加への意欲を高めるためには、障がい者個人やグループによる主体的な活動とともに、ボランティアや地域住民による支援も必要です。

少子高齢化社会の中で、障がい者も地域の中でできる活動を行い、互いに助け合う社会づくりが求められています。

取組の方向

障がい者団体の運営や障がい者の自立と社会参加に向けた積極的な活動に対し、その実情に配慮しながら、引き続き支援します。また、障がい者の地域活動への参加を支援します。

個別の取組

057 知的障がい者サークル活動の育成

概要	在宅知的障がい者を対象とし、余暇の有効な利用と日常生活に必要な基礎知識の習得を目的とするサークル活動育成事業を実施します。
所管課	障がい福祉課

058

しょう しゃだんたい しえん
障がい者団体への支援

がい 概要	しょう しゃだんたい いくせい はか だんたいうんえい じょげん 障がい者団体の育成を図るため、団体運営について助言するとともに運営を支援します。
しょかつか 所管課	しょう ふくしか 障がい福祉課

059

しょう しゃだんたい かつどう しゅうち
障がい者団体の活動の周知

がい 概要	さまざま かつどう しょう しゃだんたい かつどうないようとう しゅうち はか 様々な活動をしている障がい者団体の活動内容等の周知を図り、あら さんかしゃ かにゆう そくしん 新たな参加者の加入を促進します。
しょかつか 所管課	しょう ふくしか 障がい福祉課

さいけい
再掲(007)こころ けいはつかつどう しえん
心のバリアフリー啓発活動への支援

がい 概要	しょう しゃ ちいきかつどう さんか ちいき うけいれたいせい かくだい 障がい者の地域活動への参加や地域の受入体制を拡大するため、しょう ふくし じぎょうしょ しょう しゃだんたいとう ちいき たいしょう じっし 障がい福祉事業所や障がい者団体等が地域を対象に実施する けいはつじぎょう しえん 啓発事業を支援します。
しょかつか 所管課	しょう ふくしか 障がい福祉課

せいしんしょう しゃだんたい しえん おだわらほけんふくしじむしょ
精神障がい者団体への支援（小田原保健福祉事務所）

がい 概要	せいしんしょう しゃ じじよ およ かぞくかい そしき 精神障がい者の自助グループ及び家族会の組織づくりなどを しえん 支援しています。
しょかつか 所管課	おだわらほけんふくしじむしょ 小田原保健福祉事務所

7 ボランティア活動の活性化

現状と課題

障がい者が地域社会で安心して暮らしていくためには、行政やサービス提供事業者だけでなく、地域住民の積極的な支援、ボランティアの存在が必要不可欠です。一般向けアンケートの調査結果において、障がい者や高齢者を対象としたボランティア活動を実践してみたいと回答した割合は39.1%で、前回調査時の31.0%と比べ、増えていることから、市民のボランティア意識が高まっていることが伺えます。しかしながら、障がい者向けアンケートの調査結果では、1年以内にボランティアの支援を受けた方は10.6%であり、ボランティアとその支援を必要としている人たちとを結び付ける仕組みが十分に整っているとはいえません。

取組の方向

地域社会全体で障がい者等を支え合うまちづくりを進めるために、社会福祉協議会などの関係機関と連携し、市民ボランティアの育成やボランティアの活動を支援します。

個別の取組

*** 市民ボランティアとの連携（小田原市社会福祉協議会）

概要	障がい者に身近な地域住民を中心とした市民ボランティアと連携し、障がい者が必要としている支援に対応できる仕組みの構築について検討します。
所管課	社会福祉協議会

*** ボランティア相談・派遣事業（小田原市社会福祉協議会）

がい 概要	ボランティアニーズに応じ、ボランティアの調整を行います。
しょか 管課	社会福祉協議会

*** 車いす介助法・視覚障がい者誘導体験事業（小田原市社会福祉協議会）

がい 概要	車いす介助、視覚障がい者誘導体験など、障がい者介助の基礎を学ぶ機会を設けます。
しょか 管課	社会福祉協議会

*** 福祉ボランティアスクール事業（小田原市社会福祉協議会）

がい 概要	ボランティアとしての基礎知識の習得や福祉活動の理解を深めるとともに、福祉的活動や必要な技術を有する新たなボランティアの養成・育成と、すでに登録されているボランティアの技術向上を目的に開催します。
しょか 管課	社会福祉協議会

*** 地区ボランティアクラブリーダー研修会の実施（小田原市社会福祉協議会）

がい 概要	指導者層を対象に、地域でのボランティア活動の方策等を学ぶための研修会を開催します。
しょか 管課	社会福祉協議会

1 道路、建築物等のバリアフリー化

現状と課題

本市では、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」や「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」に基づき、鉄道駅舎へのエレベータの設置や歩道の整備等、障がい者等にやさしいまちづくりを推進してきました。

しかし、公共施設などを含め、既存の建築物やその設備のバリアフリー化は、まだ十分とは言えない状況にあります。また、特に観光の中心である小田原駅从小田原城址公園周辺にかけての歩道等の整備が待たれるところです。

取組の方向

利用者本位のサービスを受けることができるよう、情報の提供に努めるとともに、安心して外出ができるよう、公共施設などの整備を行うとともに、民間事業者の協力を得て、暮らしやすいまちづくりを推進します。

個別の取組

060 障がい者にやさしいまちづくりのための指導助言

<p>概要</p>	<p>障がい者や高齢者が安心して自由に行動できるよう、公共施設や公共性の高い民間施設に対して、「バリアフリー法」及び「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」に基づく指導や助言を行い、整備基準に適合している場合には、適合証を交付します。</p>
<p>所管課</p>	<p>建築指導課</p>

061 障がい者や高齢者に配慮した街路の築造

<p>がい 概要</p>	<p>障がい者や高齢者を含めた歩行者の安全を確保するために、 広幅員歩道、歩道の段差解消、点字ブロック等の設備を有する街路 を整備します。</p>
<p>しょかつか 所管課</p>	<p>としけいかくか どうすいろせいびか 都市計画課・道水路整備課</p>

062 セーフティーロードの整備

<p>がい 概要</p>	<p>障がい者や高齢者を含めた歩行者の安全を確保するために、歩道 の段差を改善するとともに、点字ブロックを設置します。</p>
<p>しょかつか 所管課</p>	<p>どうすいろせいびか 道水路整備課</p>

063 市施設のバリアフリー化の推進

<p>がい 概要</p>	<p>既存の市施設の改修等に合わせ、バリアフリー化を進めます。</p>
<p>しょかつか 所管課</p>	<p>かくしせつしょかつか 各施設所管課</p>

2 公共交通機関、歩行空間等のバリアフリー化

現状と課題

本市では、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」に基づき、障がい者等にやさしいまちづくりを推進してきました。

障がい者や高齢者が安心して外出できるようにするためには、建物などのバリアフリー化以外にも、公共交通機関などでは、知的障がい者にも分かりやすい案内版の表示やコミュニケーションボードを活用したりするなどの工夫が大切になります。

また、視覚障がい者や車いすを利用する障がい者の通行を妨げないよう、歩行空間の安全確保も必要です。

取組の方向

誰もが自分の意思に基づいて自由な行動がとれるよう、民間事業者の協力を得て、暮らしやすいまちづくりを推進します。

個別の取組

064 公共交通に関するバリアフリー化の推進に向けた取組

<p>概要</p>	<p>各鉄道事業者に対し、障がい者や高齢者をはじめ誰もが利用しやすい駅施設の整備促進について協力を求め、また、バス事業者やタクシー事業者と連携し、ノンステップバスや低床バス、U D タクシーなどの車両の導入を推進します。</p>
<p>所管課</p>	<p>都市計画課</p>

065

ほうちじてんしゃ たいさく
放置自転車への対策

がい 概要 よう 要	えきしゅうへん ちゅうりんじょう かくほ しかくしょう しゃ くるま りよう 駅周辺に駐輪場を確保し、また、視覚障がい者や車いすを利用 する障がい者等の移動の妨げにもなる放置自転車等を整理・処分 します。
しょかつか 所管課	ちいきあんぜんか 地域安全課

066

しかくしょう しゃようしんごうきとう せっちぞくしん
視覚障がい者用信号機等の設置促進

がい 概要 よう 要	しかくしょう しゃようしんごうきとう せっち かながわけん おだわらけいさつし 視覚障がい者用信号機等の設置について、神奈川県、小田原警察署 等の関係機関に要望します。
しょかつか 所管課	ちいきあんぜんか 地域安全課

3 防災、防犯対策の推進

現状と課題

障がい者は、地震や台風などの災害が発生した時、避難できず取り残されたり、取れる行動に制限があったりする場合があることから、早期の情報提供や避難行動とその支援が欠かせません。大規模地震災害時など、特に長期間の避難所生活が見込まれる場合においては、障がいの特性により生活場所等を考慮する必要があります。

避難所に開設される仮設救護所では、一般的な医薬品を確保していますが、普段から服薬している薬は、一定の量を自宅で保管したり、お薬手帳を常に身につけたりするなど、自己対策も必要です。

また、障がい者は、犯罪に対する情報や知識・認識が不足しやすく、犯罪被害者になりやすい傾向があります。

取組の方向

「小田原市地域防災計画」などに基つき、地域及び小田原警察署などの関係機関と連携を取るほか、総合的な防災・防犯対策を推進します。

個別の取組

067 避難行動要支援者マップの活用

概要	障がい者など避難行動要支援者の居所を正確に把握し、災害発生時の救出及び避難誘導を行うため、避難行動要支援者マップ（居所を表示した明細地図）を作成し、消防機関、自治会長・民生委員などに配布するとともに、制度の周知に努めます。
所管課	福祉政策課・障がい福祉課

068

さいがいじ ようはいりよしゃようしきざい せいび
災害時における要配慮者用資機材の整備

がいよう 概要	さいがいはっせいじ ようはいりよしゃ ひなんじよ せいかつ おく ひつよう し 災害発生時に、要配慮者が避難所で生活を送るために必要な資 きざい せいび 機材を整備します。
しょかつか 所管課	ぼうさいたいさくか しょう ふくしか 防災対策課・障がい福祉課

069

さいがいじ ひなんじよ あ かた けんとう
災害時避難所の在り方の検討

がいよう 概要	だいき ぼうさいがいはっせいじ さいがいじ ようはいりよしゃとう ひなんじよ せいかつ ししょう 大規模災害発生時に、災害時要配慮者等が避難所での生活を支障 なく送れるよう、福祉避難所も含め、その在り方を検討します。 おく ふくしひなんじよ ふく あ かた けんとう
しょかつか 所管課	ぼうさいたいさくか しょう ふくしか 防災対策課・障がい福祉課

070

ばん つうほう うんよう
119番ファクシミリ通報の運用

がいよう 概要	ちょうかくしょう しゃとう ばん つうほうせんようようし じぜんはいふ 聴覚障がい者等に 119番ファクシミリ通報専用用紙を事前配布 し、救急車、消防車等の要請をファクシミリで受信、また、指令 しつ じゅんかくにんせんようようし もち そうご つうしん 室からも受信確認専用用紙を用いて相互に通信します。
しょかつか 所管課	じょうほうしれいか しょう ふくしか 情報指令課・障がい福祉課

071

ばん うんよう
メール 119番の運用

がいよう 概要	でんし ばんつうほう りよう きぼう ちょうかくしょう しゃとう 電子メールによる 119番通報の利用を希望する聴覚障がい者等 を事前に登録し、救急車、消防車等の要請を電子メールで受信し、 しれいしつ でんし もち そうご つうしん 指令室からも電子メールを用いて相互に通信します。
しょかつか 所管課	じょうほうしれいか しょう ふくしか 情報指令課・障がい福祉課

072 ぼうさいくねんれん しょう しゃ さんかそくしん
防災訓練への障がい者の参加促進

<p>がい よう 概 要</p>	<p>ちいきだんたい しょう しゃだんたいとう きょうりよく え ちいき ぼうさいくねんれん 地域団体や障がい者団体等の協力を得て、地域の防災訓練への しょう しゃ さんか そくしん 障がい者の参加を促進します。</p>
<p>しょうかつか 所管課</p>	<p>ぼうさいたいさくか しょう ふくしか 防災対策課・障がい福祉課</p>

073 さいがい ぼうはんとうじょうほう はいしん
災害・防犯等情報のメール配信

<p>がい よう 概 要</p>	<p>さいがい ぼうはんとう かん じょうほう とうろくしゃ はいしん 災害や防犯等に関する情報を、アドレス登録者にメール配信し、 とく さいがい じとうきんきゅうじたいはっせいじ すみ じょうほうていきょう じっし 特に災害時等緊急事態発生時に速やかな情報提供を実施します。</p>
<p>しょうかつか 所管課</p>	<p>ぼうさいたいさくか ちいきあんぜんか しょう ふくしか 防災対策課・地域安全課・障がい福祉課</p>

1 早期発見・早期療育体制の充実と適切な支援の実施

現状と課題

乳幼児や児童の障がい^{しょうがい}を早期^{そうき}に発見^{はっけん}し、適切^{てきせつ}な早期療育^{そうきりょういく}を行うことは、子ども^この成長^{せいちょう}に良い結果^{よけつ}をもたらすと考え^{かんが}られます。

しかし、乳幼児期^{にゅうようじき}においては成長^{せいちょう}の個人差^{こじんさ}も大きく、保護者^{ほごしや}が我が子^{わがこ}の障がい^{しょうがい}を受容^{じゆう}することが難^{むずか}しい場合^{ばあい}もあります。

保育所^{ほいくじょ}や幼稚園^{ようちえん}では、発達障がい^{はったつしょうがい}の疑い^{うたが}などがある子ども^こが増加^{ぞうか}している傾向^{けいこう}にあり、臨床心理士^{りんしょうしんりしとう}等の専門職員^{せんもんしやくいん}や医療機関^{いりょうきかん}などの関係機関^{かんけいきかん}が連携^{れんけい}して、障がい^{しょうがい}を早期^{そうき}に発見^{はっけん}し、できるだけ早い時期^{はやじき}から療育^{りょういく}を行うことが可能^{おこな}となるような体制^{たいせい}の充実^{じゅうじつ}が求め^{もと}られています。

また、子ども^こが健やか^{すこ}に生まれ育^うまれるため、妊産婦^{はぐく}、乳幼児^{にんさんぶ}に対する健康診断^{にゅうようじ}やハイリスク妊産婦^{にんさんぶ}に対するきめ細^{たい}かな保健指導^{こまほけんしどう}などの充実^{じゅうじつ}を図^{はか}る必要^{ひつよう}があります。

取組の方向

利用者本位^{りようしゃほんい}のサービス^うを受けることができるよう、情報^{じょうほう}の提供^{ていきょう}に努めるとともに、児童発達支援^{じどうはったつしえん}、放課後等^{ほうかごとう}デイサービス^{しょうがいじつうしよきゅうふじぎょう}など障害児通所給付事業^{ていきょう}を提供^{ていきょう}します。

また、市^しが運営^{うんえい}する「つくしんぼ教室^{きょうしつ}」では専門職^{せんもんしやく}による療育^{りょういく}の充実^{じゅうじつ}を図^{はか}ります。

さらに、医療機関^{いりょうきかん}や小田原児童相談所^{おだわらじどうそうだんじょ}、保健センター^{ほけん}等の関係機関^{とうかんけいきかん}と連携^{れんけい}し、早期^{そうき}発見^{はっけん}・早期療育^{そうきりょういく}体制^{たいせい}の充実^{じゅうじつ}を図るとともに、保育所^{ほいくじょ}・幼稚園^{ようちえん}等^{とう}における発達障がい^{はったつしょうがい}が疑^{うたが}われる子等^{こら}に対して適切^{てきせつ}に指導^{しどう}できるよう、早期発達支援^{そうきはったつしえん}に取り組み^{とく}みます。

074 乳幼児事後検診の実施

<p>がい 概要</p>	<p>かくしゆにゆうようじけんこうしんさ いくじそうだんおよ かにいほうもんとう しどう ひつよう 各種乳幼児健康診査・育児相談及び家庭訪問等により、指導が必要 みと められるにゆうようじ たいし しょう がい のそうきはつけん けいか かくにん と認められる乳幼児に対し、障がいの早期発見や経過を確認するた めけんしん じっし てきせつ しどう おこな にゆうようじ はついく はったつ そくしん めに検診を実施し、適切な指導を行い乳幼児の発育・発達を促進し ます。</p>
<p>しょかつか 所管課</p>	<p>けんこう か 健康づくり課</p>

075 1歳6か月児健康診査フォロー教室の実施

<p>がい 概要</p>	<p>けいかかんさつ しどう よう おや こ たい おやこ あそ ちゆうしん 経過観察・指導を要する親と子に対し、親子での遊びを中心とし きょうしつ かいさい しゅうだん こべつしどう とお こ かなか た教室を開催し、集団・個別指導を通して子どもへの関わり方や はったつ りかい ひつよう しどう じょげん おこな 発達を理解できるよう、必要な指導や助言を行います。</p>
<p>しょかつか 所管課</p>	<p>けんこう か 健康づくり課</p>

076 3歳児健康診査フォロー教室の実施

<p>がい 概要</p>	<p>けいかかんさつ しどう よう おや こ たい おやこ あそ ちゆうしん 経過観察・指導を要する親と子に対し、親子での遊びを中心とし きょうしつ かいさい しゅうだん こべつしどう とお こ かなか た教室を開催し、集団・個別指導を通して子どもへの関わり方や はったつ りかい ひつよう しどう じょげん おこな 発達を理解できるよう、必要な指導や助言を行います。</p>
<p>しょかつか 所管課</p>	<p>けんこう か 健康づくり課</p>

077

妊産婦訪問指導の実施

<p>がい 概要</p>	<p>ハイリスク妊産婦に対し、保健師等が家庭訪問を行い、妊娠中及び産褥期の健康管理と出産・育児に向けて準備を整えられるよう支援します。</p>
<p>しょか 所管課</p>	<p>けんこう 健康づくり課</p>

078

乳幼児訪問指導の実施

<p>がい 概要</p>	<p>各種乳幼児健康診査・育児相談等で保健師の家庭訪問が必要と認められた乳幼児に対し、発育・発達の確認や育児指導を行い、安心して育児ができるよう支援します。</p>
<p>しょか 所管課</p>	<p>けんこう 健康づくり課</p>

079

未熟児訪問の実施

<p>がい 概要</p>	<p>未熟児は正常な新生児に比べ生理的に発達が十分でなく、疾病にもかかりやすく、その死亡率は極めて高いため、家庭訪問を通して、養育支援の必要な家庭を早期にかつ的確に把握し、未熟児の健やかな成長・発達を支援するとともに、保護者への重点的支援を行います。</p>
<p>しょか 所管課</p>	<p>けんこう 健康づくり課</p>

080

乳児家庭全戸訪問の実施（こんにちは赤ちゃん事業）

<p>がい 概要</p>	<p>生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、相談に対する助言や情報提供等を行い、支援が必要な家庭を適切なサービス提供につなげます。</p>
<p>しょか 所管課</p>	<p>こそだ 子育て支援課</p>

081

 そうきはったつしえんたいせい せいび
 早期発達支援体制の整備

がい 概要	はったつしょう せんもん りんしょうしんりし ほけんし ほいくじょう ほうもん 発達障がい ^は を専門とする臨床心理士や保健師が保育所等を訪問 し、発達障がい ^は が疑われる児童を観察し助言・指導を行うとともに かんけいきかん れんけい はか なか じどう たい そうきはったつしえん に、関係機関との連携を図る中で、児童に対する早期発達支援の じゅうじつ はか 充実を図ります。
しょかつか 所管課	ほいくか 保育課

082

 しょうがいじつうしよきゅうふひ きゅうふ
 障害児通所給付費の給付

がい 概要	しょう じ はったつ おく じどう じどう かぞく 障がい児や発達の遅れがある児童などについて、その児童や家族 などを支援するため、障害児相談支援、放課後等デイサービス、児童 発達支援などのサービスを給付します。 はったつしえん きゅうふ
しょかつか 所管課	しょう ふくしか 障がい福祉課

083

 ほいくじょうほうもんしえんじぎょう じっし
 保育所等訪問支援事業の実施

がい 概要	ほいくじょう ほうもん しょう じ しょくいんどう たい しょう じいがい 保育所等を訪問し、障がい児や職員等に対して、障がい児以外 の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な 支援を行います。 じどう しゅうだんせいかつ てきおう せんもんてき しえん たひつよう しえん おこな
しょかつか 所管課	しょう ふくしか 障がい福祉課

084

 いりょうてき ひつよう しょう じ しえん
 医療的ケアを必要とする障がい児の支援

がい 概要	いりょうてき ひつよう じゅうしょうしんしんしょう じどう つうしょ 医療的ケア必要とする重症心身障がい児等の通所について 支援します。 しえん
しょかつか 所管課	しょう ふくしか 障がい福祉課

085

 しょうがいじつうえんしせつ
 障害児通園施設「つくしんぼ教室」の運営

がい 概 よじ 要	しょう じ はったつ おく しんぱい にゅうようじ おやこ つうえん ほいく 障 がい児や発達に遅れや心配のある乳幼児が親子で通園し、保育 とお ゆた せいちょう はったつ うなが ほごしゃ そうだん おう を通して豊かな成長・発達を促すとともに、保護者の相談に応じ、 こそだ しえん ひつよう おう りがくりょうほうしどう せんもんしよく 子育て支援をします。また、必要に応じ、理学療法士等、専門職が こべつくんれん 個別訓練します。
しょうかにか 所管課	しょう しょうかにか 障 がい福祉課

2 継続性のある支援体制の整備

現状と課題

障がい児に対する支援は、成長段階に応じて様々な機関が関係するため、障がい児に対する支援情報が適切に引き継がれ、障がい児や保護者の相談を継続性のある体制で受け止められるようにする必要があります。

このため、関係機関の連携を強化するとともに、情報の共有化を図る必要があります。

取組の方向

児童相談所、県総合療育相談センター、県発達障害支援センター、市役所、保健センター、相談支援事業者、児童発達支援事業所、保育所・幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校等の連携を強化し、小学校就学時、中学校進学時等に、関係機関での情報の共有化を図るとともに、児童の成長につれて主たる支援機関が変わっても、継続して支援できる体制整備を図ります。

個別の取組

086 就学支援委員会の設置

概要	特別な配慮を必要とする児童・生徒に対し、その教育的ニーズや必要な支援等について検討します。
所管課	教育指導課

<p>がい 概</p> <p>よひ 要</p>	<p>けんこう かこそだ せいさくか ほいくか しょう ふくしか きょういくしどうか 健康づくり課、子育て政策課、保育課、障がい福祉課、教育指導課 とう しゅっさんまえ かくじき わた しえん かんけいきかん しえん そろだん 等の出産前から各時期に渡って支援する関係機関が、支援や相談の ないようとう じょうほう てきせつ きめ ひ つ たいせい こうちく 内容等の情報を適切かつ切れ目なく引き継がれる体制の構築につ いてけんとう せいび つと いて検討し、整備に努めます。</p>
<p>しょかにか 所管課</p>	<p>しょう ふくしか かんけいかくか 障がい福祉課・関係各課</p>

ざいたくじゅうしょうしんしんしょう じしやほうもんとうしどう じっし おだわらじどうそろだんじょ
 在宅重症心身障がい児者訪問等指導の実施（小田原児童相談所）

<p>がい 概</p> <p>よう 要</p>	<p>ざいたくじゅうしょうしんしんしょう じしや かにてい ほうもん ひつよう りょういくしえん 在宅重症心身障がい児者の家庭を訪問し、必要な療育支援を おこな 行います。</p>
<p>しょかにか 所管課</p>	<p>おだわらじどうそろだんじょ 小田原児童相談所</p>

ざいたくしんこうせいきんいしゆくしょうじしやきやくほうもんけんしん じっし おだわらじどうそろだんじょ
 在宅進行性筋萎縮症児者居宅訪問検診の実施（小田原児童相談所）

<p>がい 概</p> <p>よひ 要</p>	<p>ざいたく しんこうせいきん いしゆくしょうじしや かにてい ほうもん ひつよう しえん 在宅の進行性筋萎縮症児者の家庭を訪問し、必要な支援を おこな 行います。</p>
<p>しょかにか 所管課</p>	<p>おだわらじどうそろだんじょ 小田原児童相談所</p>

じゅんかいこうせいそろだん じっし かながわけんそうごうりょういくそろだん
 巡回更生相談の実施（神奈川県総合療育相談センター）

<p>がい 概</p> <p>よう 要</p>	<p>ちてきしょう しゃ かん りょういくてちょうしんせい いりょう にちじょうせいかつとう さまざま 知的障がい者に関する療育手帳申請、医療、日常生活等の様々 しろだん せんもんしよくいん たいおう しんたいしょう しゃ ほそうぐ かん な相談に専門職員が対応します。また、身体障がい者の補装具に関 するしろだん せんもんじぎょうしゃとう たいおう する相談に専門事業者等が対応します。</p>
<p>しょかにか 所管課</p>	<p>かながわけんそうごうりょういくそろだん 神奈川県総合療育相談センター</p>

*** 巡回リハビリテーション事業 (神奈川県総合療育相談センター)

<p>がい よう 概 要</p>	<p>総合療育相談センターの専門職員が、市「つくしんぼ教室」等を巡回し、障がい児の身体機能、心理的発達の状態等について、事業所職員や保護者に対し、療育上の助言等を行います。</p>
<p>しょ かん かく 所管課</p>	<p>神奈川県総合療育相談センター</p>

3 障がい児保育・教育の充実

現状と課題

本市では、保育所や幼稚園においては、障がい児と健常児の統合保育を導入し、小・中学校においては、保護者からの要望を受け入れながら、特別支援学級の充実を図っていますが、発達障がいをはじめとする支援を要する子どもは増加傾向にあります。

また、市内にある県立小田原養護学校では、小学部、中学部、高等部が設置されており、知的障がい児・肢体不自由児の教育を行っていますが、障がいの重度化や医療的ケアを要する児童の増加などの傾向が見られます。

障がい児の教育についても、平成26年1月に締結された障がい者の権利条約におけるインクルーシブ教育の観点から実践していくことが考えられます。

取組の方向

「小田原市子ども・子育て支援事業計画」と歩調を合わせながら、保育所や幼稚園における障がい児の受け入れや特別支援学級の充実など、障がい児保育・教育の推進に取り組めます。

個別の取組

088 保育所における障がい児保育の実施

概要	市立保育所において、発達の遅れが見られる園児等の集団保育を実施します。また、私立保育所に対して、障がい児の受入れに係る保育士の加配に対する補助を行うことで、私立保育所における障がい児保育の実施を促進します。
所管課	保育課

089 ようちえん しょう じ うけい たいせい かくほ
幼稚園における障がい児の受入れ体制の確保

<p>がい よう 概要</p>	<p>幼稚園に在籍する障がいのある幼児に対し、身の回りの世話や移動、遊びや友達関係が円滑に進められるよう、支援を行う介助員を配し、障がい児が健常児と一緒に集団生活を楽しめるようにします。</p>
<p>しょかつか 所管課</p>	<p>きょういくしどうか 教育指導課</p>

090 したくべつしえんきょういくすいしんきょうぎかい せっち
市特別支援教育推進協議会の設置

<p>がい よう 概要</p>	<p>特別支援教育に関する基本的な考え方、教育環境整備、就学指導の在り方、教育内容、指導方法の改善等について、研究協議を実施します。</p>
<p>しょかつか 所管課</p>	<p>きょういくしどうか 教育指導課</p>

091 とくべつしえんがっきゅうだんにんしゃとうけんしゅうかい じっし
特別支援学級担任者等研修会の実施

<p>がい よう 概要</p>	<p>教育上配慮を要する児童・生徒の理解を深めるとともに、具体的な支援の在り方等について、研修を行います。</p>
<p>しょかつか 所管課</p>	<p>きょういくしどうか 教育指導課</p>

092 とくべつしえんがっきゅうじどう せいとしゆくはくがくしゅう じっし
特別支援学級児童・生徒宿泊学習の実施

<p>がい よう 概要</p>	<p>小学校3年生以上及び中学校の特別支援学級の児童・生徒に対し、1泊2日の宿泊学習を通じて、生活経験の拡大を図るとともに、自主性、責任感及び協調性を養い、共に学ぶ力を育みます。</p>
<p>しょかつか 所管課</p>	<p>きょういくしどうか 教育指導課</p>

093

個別支援員研修会の実施

<p>がい 概要</p>	<p>きょういくじょうはいりよ よう じどう せいと りかい ふか ぐたいてき 教育上配慮を要する児童・生徒の理解を深めるとともに、具体的 な支援の仕方について研修することにより、支援の充実を図るた め、研修会を行います。</p>
<p>しょかにか 所管課</p>	<p>きょういくしどうか 教育指導課</p>

094

特別支援学級の設置

<p>がい 概要</p>	<p>しんたいしょう ちてきしょう じへいしょう じょうちしょう どう じどう せいと 身体障がい、知的障がい、自閉症・情緒障がい等のある児童・生徒 に対し、適切な指導・支援を行うため特別支援学級を設置します。</p>
<p>しょかにか 所管課</p>	<p>きょういくしどうか 教育指導課</p>

095

ことばの教室の実施

<p>がい 概要</p>	<p>しりつしょうがっこう ざいせき げんご かだい じどう てきせつ しどう 市立小学校に在籍する、言語に課題のある児童に適切な指導を 行うために、市立新玉小学校・下府中小学校に「ことばの教室」 を設置し、通級による指導を行います。</p>
<p>しょかにか 所管課</p>	<p>きょういくしどうか 教育指導課</p>

096

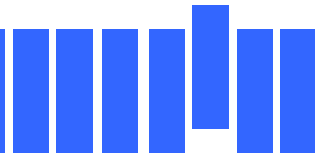
特別支援教育相談室の設置

<p>がい 概要</p>	<p>とくべつ きょういくてきはいりよ ひつよう じどう せいとなら きょういく かか 特別な教育的配慮を必要とする児童・生徒並びにその教育に関 わる保護者及び教員等の相談に応じるため、相談員を配置し、支援 の推進を図ります。</p>
<p>しょかにか 所管課</p>	<p>きょういくしどうか 教育指導課</p>

097

じょうちょしょう つうきゅうしどうきょうしつ じっし
情緒障がい通級指導教室の実施

<p>がい よう 概 要</p>	<p>しりつしょうがっこう ざいせき じょうちやう かだい じどう たい かいぜん 市立小学校に在籍する情緒等に課題のある児童に対し、改善を はか こくふく こころがま たいど み じゅうじつ せいかつ おく 図り、それを克服する心構えや態度を身につけ、充実した生活を送 れるよう指導します。</p>
<p>しょかんか 所管課</p>	<p>きやういくしどうか 教育指導課</p>



1 障がい者雇用に関する理解の啓発

げんじょう かだい 現状と課題

平成25年4月から、民間企業の障がい者の法定雇用率が、1.8%から2.0%に引き上げられるとともに、対象企業が従業員56人以上から50人以上になったことから、民間企業による積極的な雇用が必要となっています。

平成27年6月現在の小田原市内の民間企業の法定雇用率達成企業の割合は52.8%(注)となっており、全国の法定雇用率達成企業の割合47.2%を上回っていますが、未達成の企業が半数近くとなっています。

障がい者の雇用や就労を促進するためには、障がい者の雇用に関する企業の理解が必要であるとともに、障がい者の就労に関する市民の理解も必要です。

(注) 調査対象は、小田原公共職業安定所管内に本社を有する障がい者の雇用義務のある50人以上規模の企業 (資料提供：神奈川県労働局職業安定部職業対策課)

とりぐみ ほうこう 取組の方向

小田原公共職業安定所や障害者就業・生活支援センターなどの関係機関と協力し、地域の中小企業が障がい者を雇用するために必要な知識や制度の情報を発信し、障がい者雇用に関する理解を高めます。

また、市民の障がい者の就労に関する意識の啓発を図ります。

098 障がい者雇用の啓発

<p>がい 概要</p>	<p>障がい者の一般就労を促進するため、企業などを対象に、障がい者を雇用するために必要な配慮や制度についての啓発を図ります。</p>
<p>しょかつか 所管課</p>	<p>障がい福祉課</p>

099 障がい者施設で製造した食品等の販売促進

<p>がい 概要</p>	<p>障がい者の就労支援事業所等で製造した食品などを市役所等で定期的に販売し、併せて、障がい者の就労に関する市民の意識の啓発を図ります。</p>
<p>しょかつか 所管課</p>	<p>障がい福祉課</p>

さいけい 再掲(007) 心のバリアフリー啓発活動への支援

<p>がい 概要</p>	<p>障がい者の地域活動への参加や地域の受入体制を拡大するため、障がい福祉事業所や障がい者団体等が地域を対象に実施する啓発事業を支援します。</p>
<p>しょかつか 所管課</p>	<p>障がい福祉課</p>

2 就労相談、就労支援体制の整備

現状と課題

障がい者の就労相談については、小田原公共職業安定所のほか、障害者就業・生活支援センターやおだわら障がい者総合相談支援センター、県障害者就労相談センターなどが実施しており、地域障害者自立支援協議会に設置されている就労支援部会などをはじめ各機関が連携した支援体制の整備に取り組んでいます。

一般就労に至っても、障がい特性に応じた配慮が十分でない、職場環境になじめないなどの個々の状況により、短期間で離職してしまうケースが多くあります。

このため、障がい者を雇用した企業が、障がい特性に応じた配慮をすることはもちろんですが、企業と障がい者の間に立ち、双方に適切な支援や助言を行うなどのフォローをしていくことが重要です。

取組の方向

小田原公共職業安定所や障害者就業・生活支援センターなどの関係機関と協力し、地域の中小企業が障がい者を雇用するために必要な知識や制度の情報を発信し、障がい者雇用に関する理解を高めます。

また、市民の障がい者の就労に関する意識の啓発を図ります。

個別の取組

100 障害者就業・生活支援センター運営の支援

<p>概要</p>	<p>障がい者の求職や就職後の相談・助言、公共職業安定所や企業との調整等、職場実習や職業準備訓練の斡旋・調整などを実施し、障がい者の就業や生活面の一体的な支援を行う障害者就業・生活支援センターを運営する法人に対して、県西2市8町共同で運営費を助成します。</p>
<p>所管課</p>	<p>障がい福祉課</p>

101

しよくばたいけんじっしゅうせい うけい
 職場体験実習生の受入れ

<small>がい よう</small> 概要	<small>かながわけんりつおだわらようごがっこう つうがく せいと しよくばたいけんじっしゅう し</small> 神奈川県立小田原養護学校に通学する生徒の職場体験実習を市 <small>やくしよ う い</small> 役所で受け入れます。
<small>しよかんか</small> 所管課	<small>しよ う ふくしか</small> 障がい福祉課

せいしようち くしよがいしやしゅうしよくめんせつかい かいさい おだわらこうきょうしよくぎょうあんていじよ
 西湘地区障害者就職面接会の開催(小田原公共職業安定所ほか)

<small>がい よう</small> 概要	<small>しよ う しゃ こよう そくしん きぎょう しよ う しゃ たいしよ う</small> 障がい者の雇用を促進するため、企業による障がい者を対象と <small>しゅうしよくめんせつかい かいさい</small> した就職面接会を開催します。
<small>しよかんか</small> 所管課	<small>おだわらこうきょうしよくぎょうあんていじよ しよ う ふくしか</small> 小田原公共職業安定所ほか・障がい福祉課

再掲(029)

しよ う しゃちいきかつどうしえん うんえいしえん
 障がい者地域活動支援センターの運営支援

<small>がい よう</small> 概要	<small>ざいたくしよ う しゃ にちちゅうかつどう ぼ ひと しよ う しゃちいきかつどう</small> 在宅障がい者の日中活動の場の一つである障がい者地域活動 <small>しえん うんえいひ じよせい</small> 支援センターの運営費を助成します。
<small>しよかんか</small> 所管課	<small>しよ う ふくしか</small> 障がい福祉課

3 就労の場の拡大

現状と課題

障がい者の法定雇用率の引き上げ等により、これまで障がい者の雇用に消極的であった企業も、積極的に障がい者を雇用する可能性が考えられますが、障がい者を雇用したことのない企業には、障がい者の雇用にあたって、障がい者の特性に合わせてどのような配慮が必要なのかといったノウハウの蓄積がないため、専門機関の支援が必要になるものと考えられます。

また、本市には、特例子会社が1社、就労継続支援A型事業所が1事業所設立されていますが、障がい者の就労拡大のため、これらの企業や事業所の増加が求められています。

取組の方向

小田原公共職業安定所や障害者就業・生活支援センターなどの関係機関と協力し、地域の中小企業に対して障がい者雇用について啓発し、雇用の場の拡大を図ります。

また、市役所における障がい者雇用について適切な方法による雇用の拡大に努めます。

個別の取組

102 特例子会社等の設立支援

がい 概要	市内における特例子会社や就労継続支援A型事業所の設立について関係事業者とともに検討します。
しょかんか 所管課	障がい福祉課

103 アクティブシニア^{おうえん}応援ポイント^{じぎょう}事業^{じっし}の実施

<p>がい 概要</p>	<p>ほんしがいじゅう　さいいじょう　かた　とうろく　ししてい　かいごほけんしせつ 本市在住の60歳以上の方が登録し、市指定の介護保険施設など でボランティア活動^{かつどう}をすると、その活動^{かつどう}に対してポイント^{たい}がつき、 じ　ば　さんびん　こうかん 地場産品などと交換^{おうえん}ができるアクティブシニア^{じぎょう}応援ポイント^{じぎょう}事業^{じぎょう}の かつどうばしょ　しょうひんていきょうじぎょうしょ　しょう　ふくしじぎょうしょ　さんか　そくしん 活動場所^{しょう}や商品^{しょう}提供^{しょう}事業^{しょう}所に、障がい福祉事業^{さんか}所の参加^{そくしん}を促進^{そくしん} します。</p>
<p>しょか 所管課</p>	<p>こうれいかいごか　しょう　ふくしか 高齢介護課・障がい福祉課</p>

104 障がい者^{しょう}施設^{しやしせつ}からの優先^{ゆうせん}調達^{ちやうたつ}

<p>がい 概要</p>	<p>しょう　しや　しゅうろう　かくだい　こうちんがく　こうじょう　はか　しょう　しや 障がい者の就労^{しゅうろう}の拡大^{かくだい}や工賃額^{こうちんがく}の向上^{こうじょう}を図るため、障がい者 しせつとう　つく　ぶつびん　ていきょう　えきむ　おだわらしやくしよかくか 施設^{しせつ}等で作られる物品^{ぶつびん}や提供^{ていきょう}できる役務^{えきむ}を小田原市役所各課^{おだわらしやくしよかくか}で ちやうたつ 調達^{ちやうたつ}します。</p>
<p>しょか 所管課</p>	<p>しょう　ふくしか 障がい福祉課</p>

105 障がい者^{しょう}雇用^{しやくよう}の対象^{たいしょう}拡大^{かくだい}

<p>がい 概要</p>	<p>しやくしよ　しょう　しやくよう　かくだい　あら　ちてきしょう 市役所^{しやくしよ}における障がい者雇用^{しょう}の拡大^{しやくよう}のため、新たに知的障がい^{かくだい} しやおよ　せいしんしょう　しやく　こようたいしょう　ごうりてきはりよ　も　てきせつ 者^{しやおよ}及び精神障がい者^{せいしんしょう}も雇用^{しやく}対象^{こよう}とし、合理的^{ごうりてきはりよ}配慮^もを持って適切^{てきせつ}に こよう　ほうほう　けんとう 雇用^{こよう}する方法^{ほうほう}を検討^{けんとう}します。</p>
<p>しょか 所管課</p>	<p>しょう　ふくしか　しょくいんか 障がい福祉課・職員課</p>

1 障がいの原因となる疾病等の予防

現状と課題

障がいの原因には、病理的要因などの先天的なものや疾病や事故等による後天的なものがあります。いずれの場合にも早期の発見が求められます。

妊娠中からの健診を通じ、胎児へ悪影響が及ばないよう適切な生活習慣指導等を行い、疾病等の予防を図ることが重要です。

また、高齢化の進展や生活習慣の多様化に伴い、心疾患、糖尿病、腎機能障害等の生活習慣病に起因する身体障がい者が増加しており、健康の維持・管理が求められます。

取組の方向

障がいの原因となる疾病等を予防・発見するため、妊婦及び乳幼児の健康診査を実施し、必要に応じて保健指導を行います。

また、成人の健康診査等を実施し、生活習慣病の予防や早期発見を支援するとともに、生活習慣病予防の意識啓発に努めます。

個別の取組

106 ママパパ学級の実施

<p>がい ょう 概 要</p>	<p>にんしん ぶんべん さんじょくおよ いくじ かん ただ ちしき ふきゅう なかま 妊娠・分娩・産褥及び育児に関する正しい知識の普及、仲間づくり や母性・父性を育むことにより親としての自覚を促し、健やかな にんしんせいかつ いくじ む しえん 妊娠生活と育児に向けて支援します。</p>
<p>しょかつか 所管課</p>	<p>けんこう か 健康づくり課</p>

107 不育症治療費助成事業の実施

<p>がい 概要</p>	<p>不育症のため子どもを持つことが困難な夫婦に対し、経済的負担を軽減するため、不育症治療費に要する費用の一部を助成します。</p>
<p>しょか 所管課</p>	<p>健康づくり課</p>

108 妊婦健康診査の実施

<p>がい 概要</p>	<p>妊婦の健康管理のために健康診査を実施し、妊娠中の疾病の予防に努め、妊婦・乳児の死亡率の低下及び安全な分娩と健やかな児の出生に向けて支援します。</p>
<p>しょか 所管課</p>	<p>健康づくり課</p>

109 新生児訪問指導の実施

<p>がい 概要</p>	<p>新生児は、外界に対する適応能力が弱く、また、親も育児不安が最も強い時期にあります。このため、保健師が家庭訪問を行い、疾病の予防や栄養状態の認識、育児に関する指導を行い、安心して育児ができるよう支援します。</p>
<p>しょか 所管課</p>	<p>健康づくり課</p>

110 乳幼児健康診査の実施

<p>がい 概要</p>	<p>乳幼児の健康診査を行い、疾病の予防や障がいの早期発見、健康の増進を図り、育児を支援します。</p>
<p>しょか 所管課</p>	<p>健康づくり課</p>

111 4か月児健康診査の実施

<p>がい 概要</p> <p>よう 要</p>	<p>げつじ けんこうしんさ おこな しっぺい よぼう しょう そうきはっけん 4か月児の健康診査を行い、疾病の予防や障がいの早期発見、 けんこう ぞうしん はか いくじ しえん 健康の増進を図り、育児を支援します。</p>
<p>しょかつか 所管課</p>	<p>けんこう か 健康づくり課</p>

112 8～9か月児健康診査の実施

<p>がい 概要</p> <p>よう 要</p>	<p>げつじ けんこうしんさ おこな しっぺい よぼう しょう そうき 8～9か月児の健康診査を行い、疾病の予防や障がいの早期 はっけん けんこう ぞうしん はか いくじ しえん 発見、健康の増進を図り、育児を支援します。</p>
<p>しょかつか 所管課</p>	<p>けんこう か 健康づくり課</p>

113 1歳6か月児健康診査の実施

<p>がい 概要</p> <p>よう 要</p>	<p>さい げつじ けんこうしんさ おこな しっぺい よぼう しょう そうき 1歳6か月児の健康診査を行い、疾病の予防や障がいの早期 はっけん けんこう ぞうしん はかり いくじ しえん 発見、健康の増進を図り、育児を支援します。</p>
<p>しょかつか 所管課</p>	<p>けんこう か 健康づくり課</p>

114 3歳児健康診査の実施

<p>がい 概要</p> <p>よう 要</p>	<p>さいじ けんこうしんさ おこな しっぺい よぼう しょう そうきはっけん けんこう 3歳児の健康診査を行い、疾病の予防や障がいの早期発見、健康 ぞうしん はか いくじ しえん の増進を図り、育児を支援します。</p>
<p>しょかつか 所管課</p>	<p>けんこう か 健康づくり課</p>

115 妊婦歯科健康診査費助成の実施

<p>がい 概要</p>	<p>妊婦と生まれてくる子どものために、妊娠中の歯科検診費用を助成します。</p>
<p>しょか 所管課</p>	<p>健康づくり課</p>

116 特定健康診査の実施

<p>がい 概要</p>	<p>40～74歳の方を対象に健康診査を行い、生活習慣病の予防や障がい^の早期発見、健康の増進を図ります。</p>
<p>しょか 所管課</p>	<p>健康づくり課</p>

117 長寿高齢者健康診査の実施

<p>がい 概要</p>	<p>75歳以上等の方を対象に健康診査を行い、疾病の予防や障がい^の早期発見、健康の増進を図ります。</p>
<p>しょか 所管課</p>	<p>健康づくり課</p>

2 障がいに対する保健、医療サービスの充実

現状と課題

障がい者にとって、障がいの軽減や重度化・重複化などを防ぐため、保健、医療サービスは重要な役割を担っています。

障がい者が保健、医療サービスを適切に受けることができるよう、地域医療連携室などを通じた個人の特性にあった医療情報の提供が必要とされています。

取組の方向

障がい者の特性や状態に合わせた診療・支援等が受けられるよう、保健、医療サービスの連携を図るとともに情報提供に努めます。

個別の取組

118 障がい者歯科二次診療所運営事業

概要	重度障がい者の歯科診療や保健指導を実施するため、一般社団法人小田原歯科医師会と協力し、歯科二次診療所を設置、運営します。
所管課	障がい福祉課

119 救命救急センターの運営

概要	市立病院救命救急センターを運営し、急性期医療の充実を図ります。
所管課	経営管理課

<p>がい よう 概 要</p>	<p>ひなんこうどうようしえんしゃ とうろくしゃ きんきゅうじ さいがいじ てきせつ いりよう 避難行動要支援者マップ登録者に、緊急時や災害時に適切な医療 とう う しょう じょうたい い ふくやくじょうほう 等が受けられるよう、障がいの状態、かかりつけ医や服薬情報な どをきにゆう さいふ 記入するカードを配布します。</p>
<p>しょかつか 所管課</p>	<p>ししょう ふくしか 障がい福祉課</p>

しょうがいしゃ し か いちじりょうたんとういせいど かながわけん
障 害 者 歯 科 一 次 医 療 担 当 医 制 度 (神 奈 川 県)

<p>がい よう 概 要</p>	<p>しょうがいしゃ し か いちじりょうたんとういせいど もう しょう しゃ し か ちりょう 障 害 者 歯 科 一 次 医 療 担 当 医 制 度 を 設 け 、 障 が い 者 の 歯 科 治 療 の じゅうじつ はか 充 実 を 図 り ま す 。</p>
<p>しょかつか 所管課</p>	<p>けん 県</p>

3 精神保健・医療施策の推進

現状と課題

現代社会においては、急激な社会生活環境の変化やストレス社会の影響により、こころの健康を保つことが難しくなっています。

精神障がい者は年々増加の傾向にあり、潜在的な方を含めると多くの方が日々悩み事を抱えながら生活を送っていると思われまます。

全国の自殺者は、一時期3万人を超えていました。現在はその時期に比べ少なくなっていますが、自殺者の多くがうつ病をはじめとする精神的な疾患を抱えていると言われており、自殺予防対策としても、精神保健・医療施策が重要になっています。

取組の方向

精神的に悩みを抱えた方々が気軽に相談できるよう、相談支援体制や適切な情報提供の充実を図るとともに、精神医療の専門機関等との連携体制を強化します。

個別の取組

121 精神保健福祉相談・訪問指導の実施

<p>概要</p>	<p>保健師、ケースワーカーが、福祉サービスの利用に関する相談、日常生活相談、訪問を行います。</p>
<p>所管課</p>	<p>障がい福祉課</p>

122 ピアカウンセラー育成の検討

<p>がい 概要</p>	<p>医療機関の専門相談員や保健福祉事務所、障がい者総合相談支援センター、団体等と連携して、精神障がい者をサポートするピアカウンセラーの育成について検討します。</p>
<p>しょか 所管課</p>	<p>障がい福祉課</p>

123 医療保護入院等への協力

<p>がい 概要</p>	<p>保健福祉事務所、保健センター、医療機関等と連携し、医療保護入院を要する家族等がいない精神障がい者についての市長同意等を適正に実施します。</p>
<p>しょか 所管課</p>	<p>障がい福祉課</p>

124 心神喪失者医療観察制度への協力

<p>がい 概要</p>	<p>心神喪失等の状況で重大な他害行為を行った者が社会復帰できるよう、保護観察所、福祉事務所、県保健福祉事務所、医療機関等が連携して対応します。</p>
<p>しょか 所管課</p>	<p>障がい福祉課</p>

125 自殺予防対策の推進

<p>がい 概要</p>	<p>自殺につながる恐れがある不眠やうつ病等の啓発や相談窓口の周知等、自殺予防対策を推進します。</p>
<p>しょか 所管課</p>	<p>健康づくり課・関係各課</p>

さいけい
再掲(006)

せいしんほけんふくしおよ せいしんしょう かん ぶきゅう けいはつ じっし
精神保健福祉及び精神障がいに関する普及・啓発の実施

<p>がい 概 よう 要</p>	<p>せいしんほけんふくし 精神保健福祉についての理解を深めるため、しみんやだんたいをたいしょう せつめい 説明します。</p>
<p>しょかつか 所管課</p>	<p>しょう ふうしか 障がい福祉課</p>

せいしんほけんふくしそざん ほうもんしどうじぎょう おだわらほけんふくしじむしょ
精神保健福祉相談・訪問指導事業（小田原保健福祉事務所）

<p>がい 概 よう 要</p>	<p>せいしんしょくたくい 精神嘱託医、ケースワーカー及び保健師が、せいしんほけんそざん しゅ いりょうめん ほうもん おこな 医療面）・訪問を行います。</p>
<p>しょかつか 所管課</p>	<p>おだわらほけんふくしじむしょ 小田原保健福祉事務所</p>

せいしんほけんしゅうだんかつどうじぎょう おだわらほけんふくしじむしょ
精神保健集団活動事業（小田原保健福祉事務所）

<p>がい 概 よう 要</p>	<p>ちいき せいかつ せいしんしょう しゃ さいはつよぼう しゃかいさんか 地域で生活する精神障がい者の再発予防や社会参加のための こうえんかいどう どうじしゃおよ かぞく む おこな 講演会等を当事者及び家族に向けて行います。</p>
<p>しょかつか 所管課</p>	<p>おだわらほけんふくしじむしょ 小田原保健福祉事務所</p>

じりつしえんいりょう せいしんつういんいりょう きゅうふじぎょう かながわけん
自立支援医療（精神通院医療）の給付事業（神奈川県）

<p>がい 概 よう 要</p>	<p>しょう しゃ してい いるきかん う せいしんしつかん 障がい者が、指定された医療機関において受ける、精神疾患の つういんいりょう う さい じりつしえんいりょうひ きゅうふ 通院医療を受ける際に、自立支援医療費が給付されます。</p>
<p>しょかつか 所管課</p>	<p>けん 県</p>

1 情報バリアフリー化の推進

現状と課題

視覚・聴覚障がい者や知的障がい者に対して的確に情報を伝えるためには、一定の配慮が必要になりますが、そうした配慮に対する一般市民の認識は、必ずしも高いものではありません。

本市では、「点字広報」の発行や「声の広報」の発行を実施していますが、広報以外の各種刊行物についても、バリアフリー化を図っていく必要があります。

また、情報技術の急速な進化の中で、障がい者の日常生活の利便性の向上や社会参加の促進等を図る観点から、障がい者にとっても様々な技術を活用した情報の取得及び提供は重要になってきています。

取組の方向

市が発行する刊行物等のバリアフリー化を推進します。

また、障がい者の情報格差等を解消するため、障がい者や支援者、事業者等に情報技術の普及・啓発を図ります。

個別の取組

126 カラーバリアフリーの普及・啓発

<p>概要</p>	<p>市広報などにより、カラーバリアフリーの普及・啓発を図ります。 また、市刊行物について、カラーバリアフリーに配慮した紙面づくりをします。</p>
<p>所管課</p>	<p>障がい福祉課・広報広聴課</p>

がい よう 概 要	しょう しゃ しえんしゃむ じぎょうしゃ みんかんきぎょう きょうりよく 障がい者やその支援者、事業者などに、民間企業の協力のもと、 ライトセンター等と連携して、情報技術をはじめとする先端 ぎじゅつ しょうかい 技術について紹介します。
しょうかつか 所管課	しょう ふうしか 障がい福祉課

2 情報提供・コミュニケーション支援体制の充実

現状と課題

障がい者の自立した社会生活には、日常生活を送るための適切な情報提供が必要

そこで、広報等様々な手段で各種の福祉サービスや制度等の情報提供を行い、障がい者の自立及び社会参加の促進に努めています。

また、災害時の緊急情報が入手困難な災害時要配慮者への情報提供については、その在り方について対策を講じる必要があります。

取組の方向

障がい者の自立した社会生活のために十分な情報提供に努めるとともに、視覚障がい者や聴覚障がい者等に対しては、その障がいを補完する施策を講じ、コミュニケーション支援の充実を図っていきます。

個別の取組

再掲(019) 障がい者のための手引の作成・配布

概要	障がい別に、障害福祉サービスや手当等 ^{てあとう} の情報 ^{じょうほう} を記載した「手引」を作成し、手帳交付時等に配布することにより、障がい者に必要な情報を提供します。
所管課	障がい福祉課

128

手話通訳者の設置

<p>がい 概要 よう 要</p>	<p>聴覚障がい者のコミュニケーションを円滑に行うため、市役所窓口^{まどぐち}に手話通訳者^{しゅわつうやくしゃ}を配置^{はいち}します。</p>
<p>しよかんか 所管課</p>	<p>障がい福祉課^{しょう ふくしか}</p>

129

手話通訳者・要約筆記者の派遣

<p>がい 概要 よう 要</p>	<p>聴覚障がい者のコミュニケーションを円滑に行うため、必要に応じて手話通訳者・要約筆記者^{ようやくひっきしゃ}を派遣^{はけん}します。</p>
<p>しよかんか 所管課</p>	<p>障がい福祉課^{しょう ふくしか}</p>

130

声の広報の発行

<p>がい 概要 よう 要</p>	<p>視覚障がい者のための広報紙として、広報小田原の内容をテープに録音^{ろくおん}し、配布^{はいふ}します。</p>
<p>しよかんか 所管課</p>	<p>広報広聴課^{こうほうこうちょうか}</p>

131

点訳「広報おだわら」の発行

<p>がい 概要 よう 要</p>	<p>広報小田原の点字広報を作成し、視覚障がい者に郵送^{ゆうそう}します。</p>
<p>しよかんか 所管課</p>	<p>広報広聴課^{こうほうこうちょうか}</p>

132 ホームページにルビ振り機能の追加

がい 概要	市ホームページの全テキストに、ボタンをクリックすることで、ルビを振ることができます。
しょか 所管課	こうほう 広報広聴課

133 点字版・音訳版各種お知らせの発行

がい 概要	市からの各種お知らせについて、点字版・音訳版に翻訳し、希望する視覚障がい者に配布します。
しょか 所管課	しょう 障がい福祉課

134 手話通訳者・要約筆記者の養成

がい 概要	聴覚障がい者のコミュニケーションを支える手話通訳者や要約筆記者を養成します。
しょか 所管課	しょう 障がい福祉課

135 入院時のコミュニケーション支援

がい 概要	意思の疎通を図ることが難しい重度障がい者が医療機関に入院した際に、医療スタッフと円滑に意思疎通が図れるようにするためのコミュニケーション支援について実施します。
しょか 所管課	しょう 障がい福祉課

136

主要観光施設の障がい者対応状況の情報提供

<p>がい 概要</p>	<p>ほんし おとず しょう しゃ こうきょうしせつ ちゅうしん たいおう 本市を訪れる障がい者のため、公共施設を中心とした対応 じょうきょう し じょうほうていきょう 状況を、市ホームページで情報提供します。</p>
<p>しょかつか 所管課</p>	<p>かんこうか 観光課</p>

137

城址公園内の環境整備について

<p>がい 概要</p>	<p>こうえんない みちしるべ せっち だんき かいしょう えんろ せいび おこな くるま 公園内の道標の設置や段差の解消など園路の整備を行い、車 いすを ご利用の方々が安心して城址公園内を楽しめるよう園内 かんきょう こうじょう 環境を向上させていきます。</p>
<p>しょかつか 所管課</p>	<p>かんこうか 観光課</p>

しりょうへん 資料編

- 1 アンケート調査ちようさについて
- 2 市民意見しみんいけん（パブリックコメント）の募集ほしゅうについて
- 3 計画の策定経過けいかく さくていけいか
- 4 用語ようごの説明せつめい

1 アンケート調査について

アンケート調査の概要

1 調査実施方法

本市に住所がある障がい児者及び一般の方を無作為抽出し、郵送（発送・回収）により、選択方式のアンケートを実施しました。

2 実施時期

- (1) 発送時期 平成28年1月下旬
- (2) 回収時期 平成28年2月～3月下旬

3 回収結果

アンケートの種類	配布人数	回収数	回収率
身体障がい児者	1,000人	575件	57.5%
知的障がい児者	300人	149件	49.7%
精神障がい児者	200人	88件	44.0%
一般	754人	390件	51.7%
合計	2,254人	1,202件	53.3%

障がい児者：障がい福祉課の台帳から無作為抽出した。

回収したアンケートのうち障がい内容を未記入の24人は身体障がい児者の回収数に含む。

一般：754人のうち、500人は住民基本台帳から20歳以上を無作為抽出した。

また、254人は単位自治会を通じて依頼した。

アンケート調査の回答結果

障がい児者向けアンケート、一般向けアンケートの回答結果の一部を掲載します。

1 障がい児者向けアンケート回答結果（抜粋）

・相談・情報・障がい者理解について

問	あなたは障がい者団体に加入していますか。（ご家族が家族会などの団体に加入している場合も含む）	項目	件数	%
1	加入している		113	14.5
2	加入していない		667	85.5

問	あなたはどのような相談内容に対応できる体制を充実させたらよいと思いますか。（3つまで○印）	項目	件数	%
1	医療・健康のこと		445	24.0
2	療育・教育のこと		34	1.8
3	仕事のこと		149	8.0
4	結婚のこと		22	1.2
5	介助のこと		201	10.8
6	年金・手当のこと		209	11.3
7	施設のこと		180	9.7
8	家族関係・人間関係のこと		201	10.8
9	福祉制度のこと		267	14.4
10	財産管理のこと		51	2.7
11	その他		7	0.4
12	特になし		90	4.9

問	あなたは、障がい者に対する理解が深まってきていると思いますか。	項目	件数	%
1	かなり深まったと思う		128	16.3
2	少しは深まったと思う		285	36.4
3	あまりそうは思わない		177	22.6
4	まったくそうは思わない		59	7.5
5	どちらともいえない		135	17.2

問	項目	けん件	%
	1 スポーツやレクリエーション、文化活動などを通じて、地域の 人々と交流する	150	10.2
	2 自治会の活動(防災訓練や祭りなど)を通じて、地域の人々と 交流する	141	9.5
	3 福祉講座や講演会などを開く	91	6.2
	4 福祉施設を地域に開かれたものにする	260	17.6
	5 小・中学校での福祉教育を充実させる	185	12.5
	6 障がい者の活動を積極的にP Rする	126	8.5
	7 ボランティアを育てる	184	12.5
	8 障がい者本人が積極的に街に出て、人との関わりを持つ	189	12.8
	9 その他	16	1.1
	10 特にない	135	9.1

問	項目	けん件	%
	1 内容を知っている	29	3.7
	2 名称だけ知っている	162	20.7
	3 まったく知らない	590	75.6

・防災対策について

問	項目	けん件	%
	1 家族・親族	547	68.4
	2 とり近所の人・自治会	76	9.5
	3 友人	10	1.3
	4 福祉施設関係	75	9.4
	5 消防・警察・行政(県や市)	40	5.0
	6 その他	7	0.9
	7 頼る人はいない	45	5.5

項目	件数	%
1 避難場所までの移動手段の確保	441	25.5
2 避難先での薬や医療体制	446	25.8
3 避難場所での設備(トイレ・入浴設備など)	465	26.9
4 詳細な情報の入手	178	10.3
5 頼れる人がそばにいない	128	7.4
6 その他	18	1.0
7 特に不安はない	55	3.1

福祉施策について

項目	件数	%
1 経済的な援助の充実(医療費の補助、手当・年金の充実等)	457	22.6
2 医療体制や機能回復訓練(リハビリテーション)の充実	136	6.7
3 ホームヘルプサービス、ショートステイ等、障がい者の日常生活を支援するサービスの充実	179	8.8
4 障がいのある子どもの療育の充実	47	2.3
5 放課後、学校休日のケアの充実	6	0.3
6 通所施設の充実	47	2.3
7 入所(居住する)福祉施設の充実	147	7.3
8 障がい者のグループホームやケアホームの充実	82	4.0
9 障がい者向け住宅の確保、公営住宅への優先入居や家賃補助	118	5.8
10 働く場の確保	119	5.9
11 外出しやすくするための施策(道路の段差解消や駅のエレベーター整備など)の充実	112	5.5
12 地域での活動や余暇活動への参加のための仕組みづくり、スポーツ、レクリエーション、文化活動への援助をする	37	1.8
13 日中、自由に過ごすことができる居場所の確保充実	44	2.2
14 相談事業の充実(生活相談、療育相談、職業相談等)	53	2.6
15 障がい者に対する理解を深める啓発や広報の充実	86	4.2
16 ボランティア活動の育成や支援	34	1.7
17 財産管理や人権問題など、法律面で相談にのってくれる機関、財産管理の援助、成年後見制度等	40	2.0
18 夜間や休日にも利用できる生活相談(電話や面談)	34	1.7

19	さぎょうじょ つうしよしせつ かよ こうつうひほじょ 作業所や通所施設に通うための交通費補助	18	0.9
20	てつどうなど こうつうきかん わりびき バスや鉄道等、交通機関の割引	108	5.3
21	ぐあい わる とぎ せいしんかきゆうきゆういりよう 具合が悪くなった時、いつでもみてる精神科救急医療システム	117	5.8
22	た その他	5	0.3

・生活について

問	しょうらい せいかつ かんが ふうあん おも しるし 将来の生活を考えたとき、不安に思うことはありますか。(3つまで○印)	項目	けん 件	%
1	せいかつ じゅうきょ しせつ 生活するための住居や施設があるかどうか		145	8.3
2	てきとう はたら ぼしよ しごと 適当な働き場所や仕事があるかどうか		105	6.0
3	み まわ せわ ひと 身の回りの世話をしてくれる人がいるかどうか		288	16.6
4	つうしよしせつ ゆ ば デイケアや通所施設など行き場があるかどうか		84	4.8
5	びょうき くすり き 病気や薬のことが気にかかる		251	14.5
6	いりよう かん そうだん えんじょ う 医療に関する相談・援助が受けられるかどうか		144	8.3
7	せいかつぜんばん そうだん えんじょ う 生活全般についての相談・援助が受けられるかどうか		138	7.9
8	りんじん にんげんかんけい 隣人などとの人間関係がうまくいくかどうか		55	3.2
9	せいかつ ひとりで生活できるかどうか		193	11.1
10	せいかつひ ふたん 生活費の負担ができるかどうか		240	13.8
11	た その他		7	0.4
12	とく ふうあん 特に不安はない		87	5.1

・介助について

問	あなたのおも かいじょしや あなたの主な介助者は、どなたですか。	項目	けん 件	%
1	ちち はは 父・母		124	16.5
2	はいぐうしや おつと つま 配偶者(夫・妻)		229	30.4
3	きょうだいしまい 兄弟姉妹		22	2.9
4	こ ちひ こ さいごうしや 子ども・子どもの配偶者		108	14.3
5	そふ そぼ 祖父・祖母		3	0.4
6	た かぞく しんせき その他の家族・親戚		7	0.9
7	ホームヘルパー		28	3.7
8	ボランティア		1	0.1
9	ゆうじん ちじん りんじん 友人・知人・隣人		7	0.9
10	ふくししせつ しょくいん 福祉施設の職員		66	8.8

11	その他	9	1.2
12	特に介助を必要としない	149	19.9

問 (前問で1から6を選んだ方) 主な介助者の年齢は、次のどれにあてはまりますか。			
	項目	件数	%
1	20歳未満	0	0.0
2	20～29歳	6	1.3
3	30～39歳	19	4.0
4	40～49歳	47	9.9
5	50～59歳	95	20.1
6	60歳以上	306	64.7

・仕事について

問 あなたは、現在仕事をしていますか。			
	項目	件数	%
1	仕事をしている	220	28.1
2	仕事をしていない	563	71.9

問 (「仕事をしている」を選んだ方) どのような形で仕事をしていますか。			
	項目	件数	%
1	家の仕事(農業、自営業など)	52	23.6
2	会社等で正規雇用	34	15.5
3	会社等でパート、アルバイト雇用	46	20.9
4	福祉施設、事業所などでの仕事	73	33.2
5	内職	2	0.9
6	会社・団体の役員	8	3.6
7	その他	5	2.3

問 (「仕事をしていない」を選んだ方) 仕事をしていない主な理由は、次のどれですか。			
	項目	件数	%
1	障がいが重い	118	23.0
2	病気のため	70	13.7

3	高齢のため	231	45.1
4	受け入れてくれる職場がないため	21	4.1
5	自分にあつた仕事がないため	15	2.9
6	通勤が難しいため	5	1.0
7	家事、就学に専念するため	36	7.0
8	その他	16	3.2

問	あなたは今後、仕事についてどのようなことを希望しますか。(あてはまるものすべてに○印)	項目	けん件	%
1	障がい者が、もっと公的機関で働けるようにする		161	10.5
2	障がい者が、もっと民間企業で雇用されるように行政が指導する		147	9.6
3	障がい者が、技能や知識を習得する機会を充実する		147	9.6
4	障がい者に対する職場の理解を深める		177	11.5
5	職場の施設や設備を、障がい者に配慮したものに		101	6.6
6	仕事のあっせんや相談をする場を整備する		111	7.2
7	休暇や勤務時間などを障がい者に配慮したものに		99	6.4
8	地域活動支援センターなどを増やす		78	5.1
9	自宅でできる仕事を増やす		123	8.0
10	給料や労働保険などの労働条件を安定したものに		142	9.3
11	その他		14	0.9
12	特にな		235	15.3

・外出について

問	外出するとき、困ることは何ですか(あてはまるものすべてに○印)	項目	けん件	%
1	一緒に行ってくれる人(介助者)がいない		65	5.1
2	人の目が気になる		63	4.9
3	人と話をするのが難しい		111	8.7
4	交通費などのお金がかかる		104	8.2
5	電車やバスなど交通機関が利用しづらい		120	9.4
6	歩道などの段差が多い		143	11.2
7	点字ブロック・盲人用信号機の設置が不十分		8	0.6
8	車などに危険を感じる		109	8.5
9	道路に自転車などの障害物が多い		67	5.3

10	えき どうろ ひょうじ 駅や道路の表示がわかりづらい	30	2.4
11	しょう しゃようちゆうしやじょう すく 障がい者用駐車場が少ない	121	9.5
12	りょう たてもの せつび ふじゅうぶん かいだん 利用する建物の設備が不十分(階段、トイレ、エレベータなど)	132	10.3
13	その他	19	1.5
14	こま 困ることはない	184	14.4

・ボランティアについて

と い 問	あなたは、最近1年間にボランティアのお手伝いを受けたことがありますか。		
	こ う も く 項 目	け ん 件	%
1	ある	78	10.6
2	ない	658	89.4

と い 問	今後、どのようなボランティアが必要だと思いますか。(あてはまるものすべてに○印)		
	こ う も く 項 目	け ん 件	%
1	がいしゅつ とき つ そ おく むか 外出の時の付き添いや、送り迎えをしてくれる人	229	16.5
2	がいしゅつ とき る すばん 外出の時に留守番をしてくれる人	25	1.8
3	しんたい せ わ 身体の世話をしてくれる人	120	8.6
4	か じ てつだ 家事を手伝ってくれる人	137	9.9
5	ぶ じ く 無事に暮らしているかどうか確かめてくれる人	154	11.1
6	か じ じしん きゅう びょうき 火事や地震、急な病気やケガのときに手伝ってくれる人	285	20.5
7	ぶん かつどう しどう スポーツや文化活動の指導をする人	43	3.1
8	レクリエーションの仲間	68	4.9
9	はな あいて 話し相手	164	11.8
10	しゅわつうやく い し そつう えんじょ 手話通訳や意思疎通の援助	31	2.2
11	その他	4	0.3
12	ひつよう 必要ない	128	9.3

2 一般向けアンケート回答結果（抜粋）

・障がい者福祉への考えについて

問	あなたは障がいのある人や高齢者などに対して、次のようなお手伝いをしたことがありますか。（あてはまるものすべてに○印）	項目	件数	%
1	乗物の席をゆずる		308	29.9
2	荷物を代わって持つ		129	12.5
3	階段を上るときや道路横断のときに手伝う		119	11.6
4	手伝いをする前に、声を掛け、意思を確認する		167	16.2
5	訪問したり、話し相手になる		68	6.6
6	電話を代わりにかける		27	2.6
7	車で送り迎えなどをする		100	9.7
8	家事を手伝う		42	4.1
9	介護や看護をする		66	6.4
10	その他		4	0.4

問	あなたは『福祉』に関心がありますか。	項目	件数	%
1	身近な問題として関心がある		177	45.7
2	社会的な問題として関心がある		179	46.3
3	あまり関心はない		26	6.7
4	まったく関心はない		5	1.3

問	あなたは、平成28年4月に施行される「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（いわゆる「障害者差別解消法」）をご存知ですか。	項目	件数	%
1	内容を知っている		22	5.7
2	名称だけ知っている		123	31.7
3	まったく知らない		243	62.6

問 障がいなどのハンディキャップのある人も、障がいのない人と同じように地域の中で普通の生活をしていくことができる社会にすべきとする考え方を示す「ノーマライゼーション」という考え方についてどう思いますか。

	項目	件数	%
1	大いに賛同する	108	28.1
2	ある程度賛同する	147	38.2
3	賛同する	91	23.6
4	賛同しない	5	1.3
5	わからない	34	8.8

問 あなたは、障がいのある人や高齢者を援助するボランティア活動をしたことがありますか。

	項目	件数	%
1	現在、活動をしている	38	9.9
2	以前、活動をしたことがある	63	16.4
3	活動をしたことはない	284	73.7

問 あなたは、適切な機会があれば、障がいのある人や高齢者を援助するボランティア活動をしてみたいとお考えですか。

	項目	件数	%
1	ぜひやってみたい	11	3.0
2	やってみたい	15	4.1
3	機会があれば参加したい	118	32.0
4	福祉関係でないボランティア活動なら参加したい	23	6.2
5	参加したいが、現在は参加できない	140	37.9
6	興味はない	48	13.0
7	その他	14	3.8

問 あなたは、社会的に障がい者への理解が深まってきていると思いますか。

	項目	件数	%
1	かなり深まったと思う	26	6.7
2	少しは深まったと思う	178	45.8
3	あまりそうは思わない	128	32.9
4	まったくそうは思わない	19	4.9

項目	けん件	%
1 スポーツやレクリエーション、文化活動などを通じて、障がい者と地域の人々が交流する	157	17.3
2 福祉講座や講演会などを開く	60	6.6
3 福祉施設を地域に開かれたものにする	139	15.3
4 小・中学校での福祉教育を充実させる	202	22.3
5 障がい者の活動を積極的に P R する	104	11.5
6 ボランティアを育てる	98	10.8
7 障がい者自身の積極的な社会参加を促す	117	12.9
8 その他	11	1.2
9 特にない	18	2.1

項目	けん件	%
1 経済的な援助の充実(医療費の補助、手当・年金の充実等)	189	11.8
2 医療体制や機能回復訓練(リハビリテーション)の充実	129	8.0
3 ホームヘルプサービス、デイサービス、短期入所など、障がい者の日常生活を支援するサービスの充実	164	10.2
4 通所(家庭から通う)福祉施設の充実	116	7.2
5 入所(居住する)福祉施設の充実	96	6.0
6 療育・保育・教育の質の向上、連携と一貫した支援体制づくり	115	7.2
7 障がい者向け住宅の確保	51	3.2
8 働く場の確保	225	14.0
9 障がい児者が外出しやすくするための施策(環境整備、交通機関の利便化)の充実	125	7.8
10 地域での活動や余暇活動への参加のための仕組みづくり(情報の提供、移動支援、施設の充実等)	55	3.4
11 相談事業の充実(生活相談、療育相談、職業相談等)	83	5.2
12 障がい児者に対する理解を深める啓発や広報の充実	79	4.9
13 ボランティア活動の育成や支援	88	5.5
14 行政に関する苦情について調査したり、行政勧告を行ったりするオンブズマン制度の充実	21	1.3

15	ざいさんかんり えんじょ ざいさんほぜん せいねんこうけんせいどう 財産管理の援助(財産保全サービス、成年後見制度等)	17	1.1
16	しょう じしや はいりよ ぼうさいたいさく じゅうじつ 障がい児者に配慮した防災対策の充実	17	1.1
17	その他	47	2.9

2 市民意見（パブリックコメント）の募集について

市民意見募集の概要

1 目的

広く市民の意見を聞き、計画策定の参考とするため、第2期おだわら障がい者基本計画（素案）について、市民の意見を募集しました。

2 意見の募集期間

平成28年12月15日～平成29年1月13日

3 意見の提出方法

郵送、ファクシミリ、市ホームページ上の意見入力フォーム、障がい福祉課への直接提出のいずれかの方法

提出された意見の内容

1 意見件数

3名の方から3件の意見が提出されました。

2 主な意見の内容

- 各施策の個別の取組について、具体的に「何を、いつまでに、どのレベルまで」実施するかを明記すべきと考える。
- つくしんぼ教室のような通所施設ではなく、障がいのある方が気軽に行ける施設が欲しい。児童館の設置を要望する。
- 精神障がい者数を、国の施策と同じ水準で考えることにつながるよう、国の障害者白書と同じく、精神科病院への通院者数及び入院者数の合計とすべきである。

3 意見の反映状況

提出された意見につきましては、計画や個別の事業を推進していく中で、参考とさせていただきます。

3 計画の策定経過

委員会の設置

第2期おだわら障がい者基本計画を策定するに当たり、小田原市附属機関設置条例及びおだわら障がい者基本計画策定検討委員会規則に基づき、「おだわら障がい者基本計画策定検討委員会」を設置し、計画の策定を進めました。

おだわら障がい者基本計画策定検討委員会

1 委員会の開催状況

回	開催日時	検討内容等
第1回	平成27年12月17日 14:00~15:10	<ul style="list-style-type: none"> ○委員長及び副委員長の選任について ○会議の公開について ○第2期おだわら障がい者基本計画について ○市民アンケートについて ○今後のスケジュールについて
第2回	平成28年8月29日 10:00~11:45	<ul style="list-style-type: none"> ○市民アンケートについて ○計画の理念・体系・施策等について
第3回	平成28年10月20日 10:00~12:00	<ul style="list-style-type: none"> ○基本目標について ○取組ごとの「課題と現状及び取組の方向」と「個別の取組」について
第4回	平成28年11月16日 13:30~14:45	<ul style="list-style-type: none"> ○第2期おだわら障がい者基本計画（素案）について ○パブリックコメントの実施について
第5回	平成29年2月9日 14:00~14:30	<ul style="list-style-type: none"> ○パブリックコメントと対応について ○第2期おだわら障がい者基本計画（案）について

2 委員名簿 (敬称略：◎委員長、○副委員長)

	氏名	推薦団体等	規則第3条に基づく 選出区分
1	○長谷川 剛	一般社団法人小田原医師会	医師
2	曾根 秀明	一般社団法人小田原歯科医師会	歯科医師
3	市川 昭維子	小田原市民生委員児童委員協議会	民生委員
4	河辺 邦夫	神奈川県知的障害福祉協会県西地区会	障害福祉サービス事業 を行う施設等の職員
5	山崎 美由樹	児童発達支援センターほうあんふじ	
6	安藤 豊子	小田原市障害者地域事業所連絡会	
7	横尾 正人	障害者就業・生活支援センターぽけっと	
8	おおみず 健晴	おだわら障がい者総合相談支援センター	
9	ふたみ 健一	NPO法人小田原市障害者福祉協議会	
10	もうり 佳子	NPO法人小田原市障害者福祉協議会	障がい福祉関係団体の 役員
11	たかはし 優子	小田原地区精神保健福祉会梅の会	
12	やなぎはら 清人	小田原西湘腎友会	
13	せきの 次男	小田原市自治会総連合	住民組織の役員
14	◎おの 康夫	小田原市社会福祉協議会	社会福祉法人小田原市 社会福祉協議会の役員
15	かつべ 文代	小田原公共職業安定所長	学識経験者
16	はまだ 尚樹	小田原児童相談所長	
17	ひるば 寿代	小田原保健福祉事務所保健福祉部長	
18	かとう 裕之	小田原養護学校長	
19	おせむら 真弓	公募市民	公募市民
20	やまがた 好子	公募市民	
*	たかはし 文明	小田原児童相談所長(平成28年3月31日まで)	学識経験者
*	むらかみ 結	小田原養護学校長(平成28年3月31日まで)	

庁内における取組等の取りまとめ

実施日	内容
平成28年9月1日	○個別の取組について、庁内各課及び関係機関に照会

おだわらしふぞくきかんせつちじょうれい ばっすい 小田原市附属機関設置条例（抜粋）

（趣旨）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定による附属機関の設置に関しては、別に定めがあるものを除き、この条例の定めるところによる。

（設置）

第2条 執行機関の附属機関として、別表に掲げるものを置く。

（委任）

第3条 附属機関の組織、所掌事務及び運営に関し必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が定める。

別表（第2条関係）

附属機関 の属する 執行機関	附属機関	設置目的	委員の数
市長	おだわら障がい者基本計画策定検討委員会	おだわら障がい者基本計画の策定に関する事項につき、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申すること。	24人以内

おだわら障がい者基本計画策定検討委員会規則

（趣旨）

第1条 この規則は、小田原市附属機関設置条例（昭和54年小田原市条例第1号）第2条の規定に基づき設置されたおだわら障がい者基本計画策定検討委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 委員会は、おだわら障がい者基本計画の策定に関する事項につき、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申するものとする。

（委員）

第3条 委員会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから必要の都度、市長が委嘱する。

（1）医師

- (2) 歯科医師
- (3) 薬剤師
- (4) 民生委員
- (5) 障害福祉サービス事業を行う施設等の職員
- (6) 障がい児者の相談支援を行う事業所の職員
- (7) 障がい福祉関係団体の役員
- (8) 住民組織の役員
- (9) 社会福祉法人小田原市社会福祉協議会の役員
- (10) 商工会議所が推薦する者
- (11) 学識経験者
- (12) 公募市民
- (13) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 委員の任期は、委嘱の日の属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 委員会において必要があると認めるときは、その会議に、議事に関係のある者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(秘密の保持)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

その職を退いた後も、また同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の事務は、福祉健康部障がい福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

4 ようご せつめい 用語の説明

// ユーディー UDタクシー

ユーディー
UD（ユニバーサルデザイン）タクシーとは、車内が広く、乗降がしやすく、車いす用のスロープもあり、足腰の弱い高齢者、車いす使用者、妊娠中の方など、誰もが利用しやすいタクシー車両で、一般的なタクシーと同様の使い方ができ、料金体系も同一となっている。

// インクルーシブ教育

しょうがいのある児童も、可能な限り地域の同じ学校の同じクラスで、必要な援助や設備の提供を受けながら、教育を受けられるようにすること。インクルーシブ（Inclusive）には、「含めた、包括した」という意味がある。

// カラーバリアフリー

いろづか
色使いやデザインなどを工夫し、案内表示や印刷物を弱視や色弱の人に配慮したものとすること。

// グループホーム

しょうがい者が世話人の支援を受けながら、地域のアパートや一戸建て等で生活する居住の場のこと。入所施設と比べると規模が小さく、各人の特性やニーズにあった支援を受けることができる。

// セーフティーロード

ほどう だんさ かいしやう
歩道の段差を解消するなど、障がい者や高齢者などの歩行に配慮した道路のこと。

// ノーマライゼーション（理念）

「障がいのある人もない人も、お互いに特別に区別されことなく、共に生きる社会こそ、あたりまえの社会である」という社会福祉の理念のこと。

// ノンステップバス・低床バス

ゆかめんたか
床面高さを350mm程度の低床構造とし、障がい者や高齢者でも乗降がしやすいよう考慮したバスのこと。

// バリアフリー

日常生活や社会生活における物理的、心理的な障がいや情報に関わる障壁（バリア）などを取り除いていくと。

// ピアカウンセリング・ピアカウンセラー

ピア(Peer)とは「仲間」という意味で、同じような障がいがあり、同じような悩み等を経験したカウンセラーが、その専門的な知識を活かして、障がいのある方からの相談に応じる相談支援の手法のこと及びその相談員のこと。

// (神奈川県) ライトセンター

視覚障がい者の福祉向上のための取組を行う施設で、県が設置し、日本赤十字社が指定管理者として運営している。

// ライフステージ

人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階のこと。

// 医療的ケア

医師の指導のもと、保護者や看護師が日常的・応急的に行う、経管栄養、たんの吸引などの行為のこと。

// 仮設救護所

大規模災害時、広域避難所に開設される救護所で、市災害対策本部の要請で医師等が参集し、開設される。

// 視覚障がい者用信号機

歩行者用の信号が青の表示になっていることを知らせる「ピヨピヨ」、「カッコー」などの音やメロディーを発することができる信号機のこと。

// (小田原市) 歯科二次診療所

重度障がい者の診療・保健指導を行う歯科診療所で、県西地区2市8町が共同で設置し、一般社団法人

おだわらし か いし かい してい かんり しゃ
小田原歯科医師会を指定管理者としている。

// しょうろうけいぞくし えん がたじぎょうしょ 就労継続支援A型事業所

きぎょう こよう こんなん しょう しゃ こようけいやく むす しょうろう きかい ていきょう せいさんかつどう た
企業に雇用されることが困難な障がい者と、雇用契約を結び就労の機会を提供するとともに、生産活動その他
かつどう きかい ていきょう つう ちしきおよ のうりよく こうじょう ひつよう くんれん おこな じぎょうしょ
の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業所のこと。

// おだわらしじんけんし さくすいしんししん 小田原市人権施策推進指針

この指針（平成23年3月策定）は、じんけんし さくすいしん じんけんそんちよう してん ちと なに たいせつ
この指針（平成23年3月策定）は、人権施策を推進するにあたり、人権尊重の視点に基づいて何を大切
にし、どのような し さく すず あき ほんし じんけんし さくすい しほんりねん こんごと く
し、どのような施策を進めたらよいかを明らかにしたガイドラインとして、本市の人権施策の基本理念と今後取り組
むべき方向性を明らかにしている。

// しょう しゃちいきかつどうし えん 障がい者地域活動支援センター

しょう しゃ にちちゅうかつどう ば しょうろう こんなん しょう しゃ そうまくてきかつどう せいさんかつどう きかい ていきょう
障がい者の日中活動の場のひとつで、就労することが困難な障がい者に創作的活動や生産活動の機会を提供
するとともに、イベントを通じての地域社会との交流などが行われている。

// しょうがいしゃ さべつ かいしょうほう 障害者差別解消法

せいしきめいしょう しょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん かん ほうりつ へいせい ねん がつ にち しこう
正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」で、平成28年4月1日に施行された。そ
の目的は、「すべての国民が、しょうがい う む わ へだ そうご じんかく こせい そんちよう あ
ちくてき すべ こくみん しょうがい う む わ へだ そうご じんかく こせい そんちよう あ
共生する社会の実現」であり、具体的には、行政や民間企業における障がいを理由とする差別的取扱いの禁止や
きょうせい しゃかい じつげん ぐたいてき ぎょうせい みんかんきぎょう しょうがい りゆう さべつてきとりあつかい かんし
ごうりてきはいりよ ていきょう
合理的配慮の提供となっている。

// しょうがいしゃしゅうかん 障害者週間

しょうがいしゃしゅうかん ひろ しょう しゃ ふくし かんしん りかい ふか しょう しゃ しゃかい けいざい ぶんか
「障害者週間」は、広く障がい者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がい者が社会、経済、文化そ
の他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として、設定された。期間は、毎年12月
た あらゆる ぶんや かつどう せっきよくてき さんか いよく たか ちくてき せつてい きかん まいとし がつ
3日から12月9日までの1週間となっている。

// かながわけん まち じょうれい 神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例

しょう しゃ こうれいしゃ あんしん せいかつ みずか いし じゆう いどう しゃかい さんか
障がい者や高齢者などが安心して生活し、自らの意思で自由に移動し、社会に参加することができるバリアフ
りーの街づくりを推進するため、県、事業者及び県民の責務などについて定めている。

// 特別支援学級

幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校において、知的障がい者、肢体不自由者、弱視者、難聴者など、教育上特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対し、障がいによる学習上、生活上の困難を克服するための教育を行うための学級のこと。

// 特別障害者手当・障害児福祉手当等

日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の重度障がい者の方に支給される手当で、特別障害者手当は20歳以上、障害児福祉手当は20歳未満が対象となっている。

// 特例子会社

一定の要件を満たす場合の特例として、障害者雇用率の算定において、雇用されている労働者を、親会社に雇用されているとみなすことができる障がい者の雇用に関する特別の配慮をした子会社のこと。

// 福祉避難所

災害発生時に、必要に応じて開設され、災害時要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児など）が避難し、支援が受けられる避難所のこと。

// 法定雇用率

障害者雇用率制度で定められたもので、一定規模以上の企業等は、一定割合の障がい者を雇用しなければならないとされ、平成25年4月現在、その基準は、民間企業は、2.0%以上、国や地方自治体は2.3%以上などと定められている。

// 理学療法士

ケガや病気などで身体に障がいのある人などに対して、基本動作能力の回復や維持及び障がいの悪化の予防を目的に、運動療法や物理療法などを用いて、自立した日常生活が送れるよう支援する医学的リハビリテーションの専門職のこと。

はつ こう
発 行
はっこうしゃ
発行者
へん しゅう
編 集

へいせい ねん がつ
平成29年3月

おだわらし
小田原市

おだわらしふくしけんこうぶしょう ふくしか
小田原市福祉健康部 障がい福祉課
〒250-8555 おだわらしおぎくぼ ばんち
小田原市荻窪300番地